

おびひろこども未来プラン

案

平成22年2月

帯 広 市



第1部 計画策定にあたって

1. 子どもを取り巻く社会情勢	1
(1) 我が国の少子化の現状	
①少子化の進行	1
②少子化の要因	2
③少子化の影響	4
④少子化対策の取組み	4
(2) 子育て環境	
①家庭環境の変化	5
②仕事と子育ての両立	5
③新たな課題への国の取組み	7
(3) 青少年を取り巻く環境	
①社会環境の変化	9
②インターネット上の有害環境	10
③青少年健全育成の取組み	10
2. 帯広市の子どもを取り巻く環境	
(1) 帯広市の少子化の現状	
①人口と出生数の推移	11
②一世帯当たりの人数と婚姻の状況	12
(2) 帯広市の子育て環境	
①幼児期の母親の育児不安の現状	13
②地域子育て支援センターの利用状況	14
③保護者の就労状況と母親の就労希望	15
④保育等の現状	
ア 認可保育所	17
イ へき地保育所	17
ウ 幼稚園	18
エ 児童保育センター	19
(3) 理想とする子どもの人数と現実	20
(4) 子育て支援に対する市民ニーズ	
①経済的負担の軽減	22

②誰でも利用できる保育施設	23
③母子保健や乳幼児医療支援	23
④多様な保育サービス	23
⑤育児休業制度の利用促進	24
(5)帯広市の青少年を取り巻く環境	
①体験活動機会	25
②青少年の社会参加	26
③青少年の非行	27
3. これまでの計画の取組みと評価	
(1)帯広市児童育成計画	28
(2)帯広市子どもプラン	28
(3)第二次帯広市母子保健計画	29
(4)帯広市青少年健全育成推進長期計画	29

第2部 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景・目的	30
2. 計画の位置づけ	30
3. 基本理念	31
4. 計画策定の基本的な視点	
(1)親子が共に成長するという視点	31
(2)次代の人づくりという視点	32
(3)社会全体で支えるという視点	32
5. 対象とする子どもの年齢	32
6. 計画期間	32
7. 施策体系	32

第3部 計画の内容

基本目標Ⅰ：子どもの権利を尊重する	34
1. 子どもを守る体制整備	35
(1)人権の啓発活動の推進	35
(2)子どもの相談体制の充実	35
(3)子どもを守る組織づくり	35
2. 子どもの虐待防止の推進	36

(1) 子どもの虐待防止の推進	37
基本目標Ⅱ：安心して生み育てられるしくみをつくる	38
1. およこの健康支援	40
(1) 妊娠から出産までの健康支援	41
(2) 子どもの健康づくり	41
2. すべての子育て家庭への支援	42
(1) 地域で支えるしくみづくり	44
(2) 一人ひとりへの子育て支援	44
(3) 多子世帯への子育て支援	44
3. 地域の子育て拠点の充実	45
(1) 子育て支援センター等の充実	45
(2) 保育所や幼稚園での子育て支援	45
4. 親育ち支援	46
(1) 親の学びの場の充実	46
(2) わかりやすい情報の発信	46
5. 健やかな身体をつくる食育の推進	47
(1) 食事から学ぶ健康づくり	48
(2) 畑から学ぶ安全な食物づくり	48
6. 子どもの発達支援	49
(1) 健やかな発達の支援	49
(2) 生活の支援	50
7. ひとり親家庭等への支援	51
(1) 自立の支援	51
(2) 生活の支援	52
基本目標Ⅲ：子どもの成長や子育てと仕事の両立を支援する	53
1. 保育所の充実	54
(1) 保育サービスの充実と養護・教育の一体的推進	54
(2) 施設環境の充実	54
2. 幼稚園教育の促進	55
(1) 幼児教育と預かり保育等の促進	55
(2) 幼稚園・保育所・児童保育センター・小学校の連携促進	55
3. 児童保育センターの充実	56
(1) 保育サービスの充実	56

(2) 施設環境の充実	56
4. 子育てにおける男女共同参画の推進	57
(1) 女性の人権尊重と子育てにおける男女共同参画の推進に向けた意識改革	57
(2) 男女がともに働きやすい環境づくり	57
5. 子育てを支援する企業の拡大	58
(1) 子育てにやさしい企業の拡大	59
(2) 子育て応援事業所の普及	60
基本目標Ⅳ：未来をきり拓く人を育てる	61
1. 子どもの居場所づくりの推進	63
(1) 子どもの居場所づくりの拡充	64
(2) 実施団体の活動支援	64
2. 青少年の体験活動機会等の充実	65
(1) 体験活動機会の充実	65
(2) 児童会館機能の充実	66
(3) 文化・スポーツ活動の推進	66
(4) 国際交流の推進	67
3. 青少年の社会参加支援	68
(1) 社会参加活動の支援	68
(2) ジュニアリーダーの養成	68
(3) 自主活動の奨励	68
4. 青少年の成長を促す育成活動の推進	69
(1) 学校における育成活動の推進	69
(2) 地域における育成活動の推進	69
5. 青少年の非行防止対策の推進	70
(1) 啓発活動の推進	71
(2) 社会環境の浄化活動の推進	71
(3) 街頭巡回指導等の推進	71
基本目標Ⅴ：子どもと子育てにやさしいまちをつくる	72
1. 快適な都市環境の整備	73
(1) ユニバーサルデザインの普及	73
(2) 子どもにやさしい都市基盤の整備	73
(3) 安全な子どもの遊び場の確保	73
(4) 子育てに配慮した建物の整備	74

2. 子どもの安全確保	75
(1) 子どもの安全を確保する体制の整備	75
(2) 子どもの安全教育の推進	75
第4部 計画の推進体制と進捗管理	
1. 計画の推進体制	76
(1) 市民	76
(2) 企業	76
(3) 行政	76
① 庁内横断的な推進体制の強化	76
② 関係機関・団体との連携強化	76
2. 計画の進捗管理	77
(1) おびひろこども未来プランで設定する目標値	78
(2) 第六期帯広市総合計画と共通する目標値	79
参考資料	
1. 次世代育成支援対策行動計画に関わる目標事業量の設定	80
2. おびひろこども未来プラン策定の経過	
(1) 策定経過	81
(2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年問題協議会幹事委員	82
3. 用語解説	83
4. 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	88

第1部 計画策定にあたって

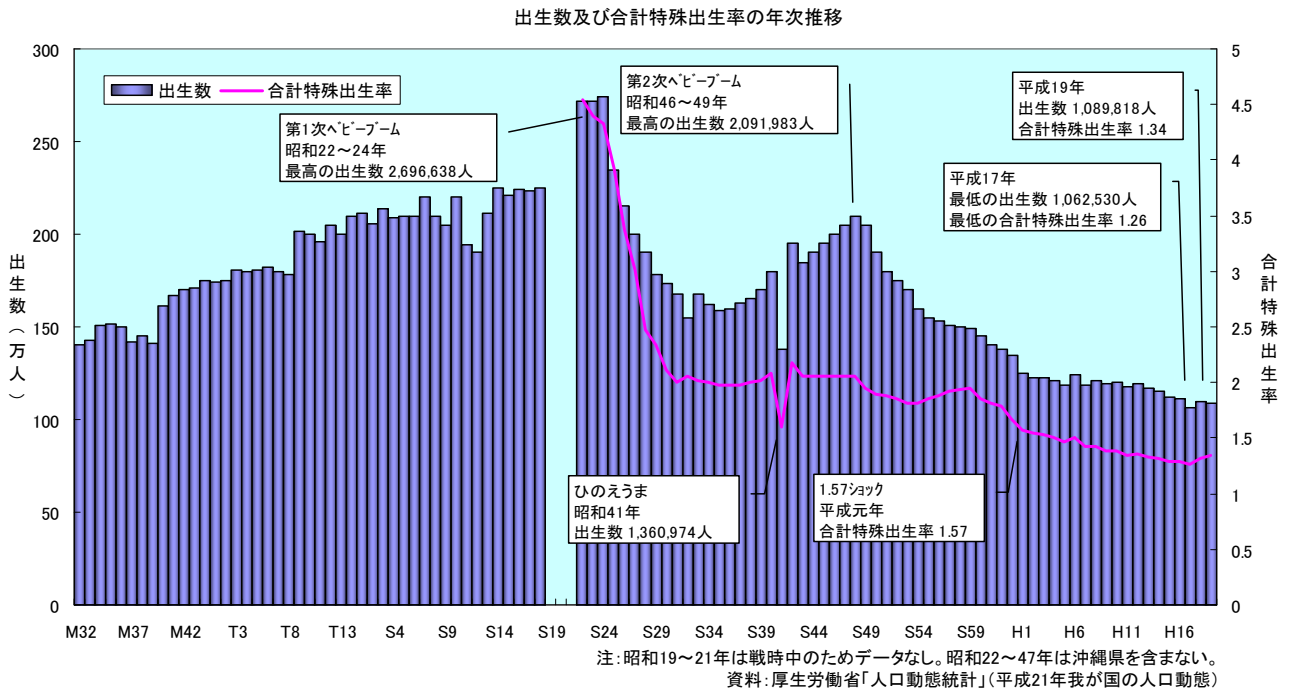
1. 子どもを取り巻く社会情勢

(1) 我が国の少子化の現状

①少子化の進行

我が国の出生数は、昭和40年代後半の第二次ベビーブーム以降、減少傾向が続き、平成17年には約106万3,000人、合計特殊出生率は過去最低の1.26となりました。

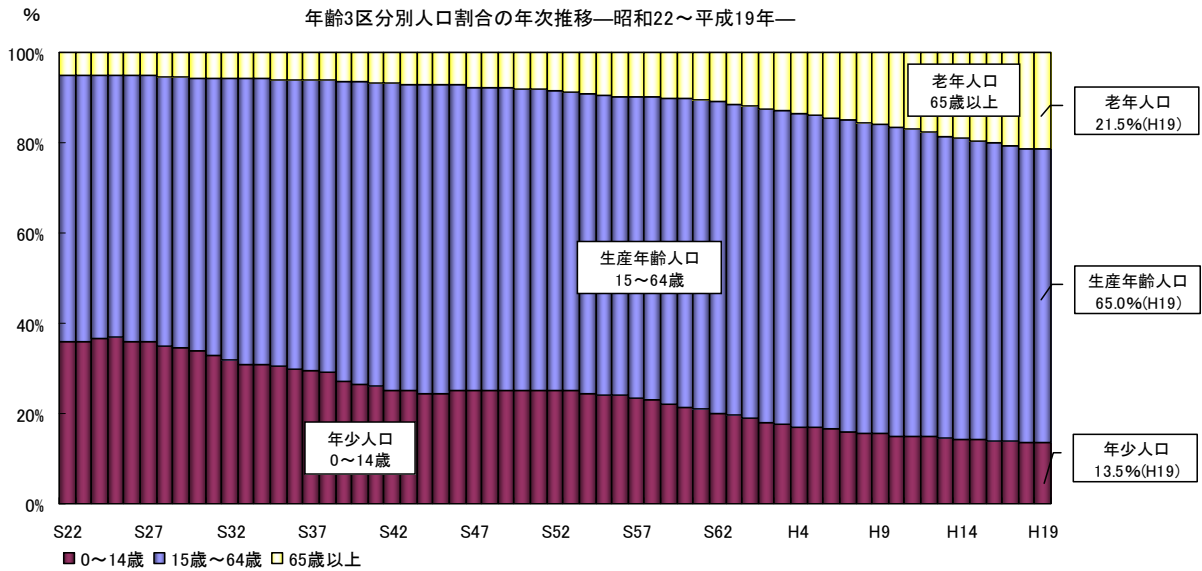
平成19年に出生数が約109万人、合計特殊出生率は1.34と若干回復しましたが、依然として人口置換水準を大きく下回っている状況が続いています。



その結果、年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は減少し、平成9年以降は老年人口（65歳以上）の割合を下回っています。

また、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、平成4年をピークに減少しています。

平成19年には、年少人口13.5%、生産年齢人口65.0%、老年人口21.5%となっています。

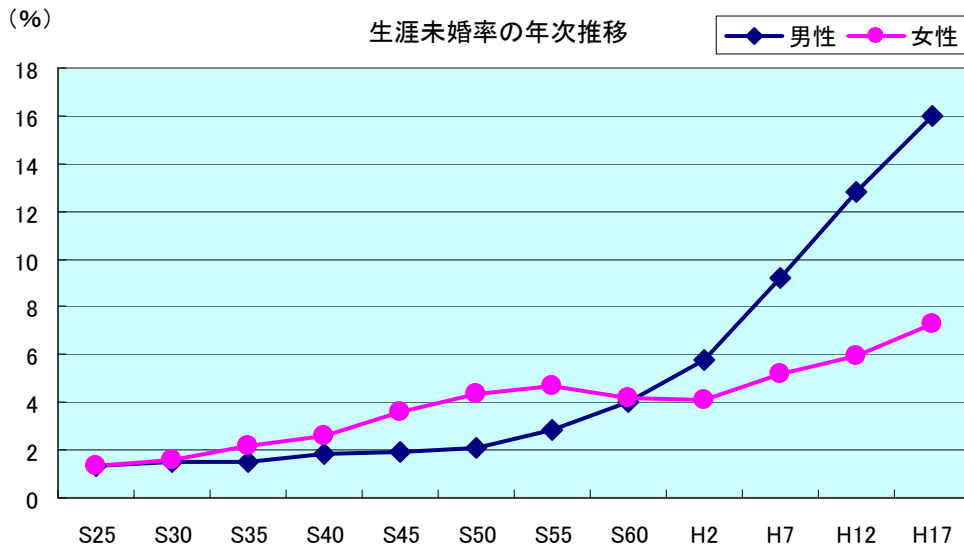


②少子化の要因

個人の価値観や結婚・出産に対する意識の変化とともに、出産後の就業継続の見通しの不確かさや就業形態の多様化、若者が安定した生活基盤を築けないなどのほか、女性の労働力への需要が高まっていることによる女性就業者の増加とあわせ、子育てに対する不安感や仕事と子育てを両立することへの負担感の増大などが、未婚化、晩婚化、晩産化を進行させています。

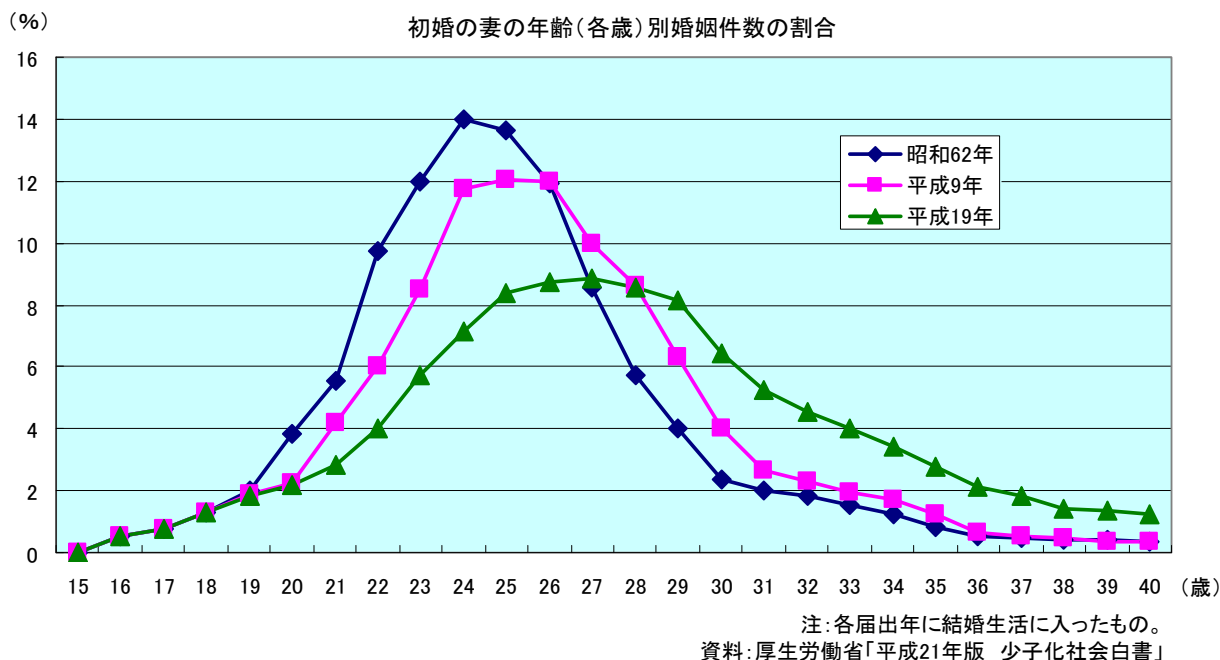
また、育児や将来の教育費などの精神的、肉体的な負担や経済的負担を理由に理想とする子どもの人数を生めない現状も少子化の要因と指摘されています。

生涯未婚率を30年前と比較すると、男性は2.1% (S50年) から16.0% (H17年)、女性は4.3% (S50年) から7.3% (H17年) へ上昇しています。

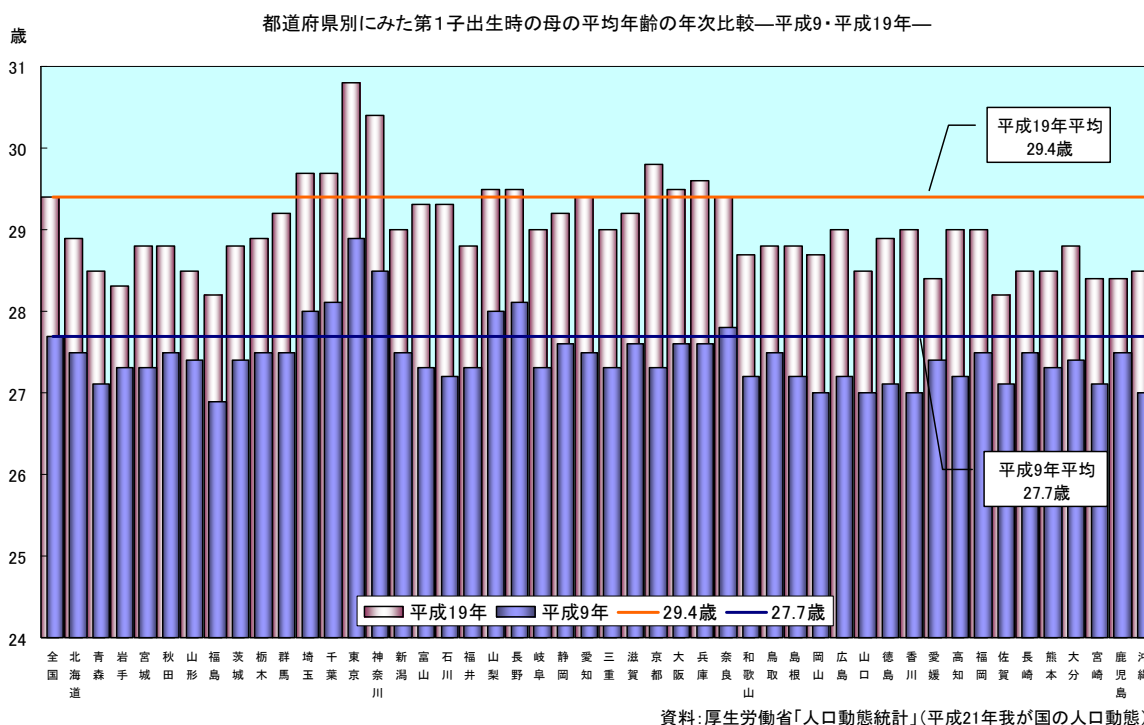


注:45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。
資料:厚生労働省「平成21年版 少子化社会白書」

初婚の妻の年齢（各歳）別婚姻件数の構成割合を昭和 62 年から 10 年ごとに見ると、ピーク時の年齢が上昇するとともに、その割合も低くなっています。



都道府県別に第 1 子出生時の母の平均年齢をみると、東京、神奈川、京都、埼玉、千葉などの大都市を有する都府県とその周辺で高くなっており、平成 9 年と比較すると、すべての都道府県で 0.9 歳から 2.1 歳上昇しています。



③少子化の影響

少子化の進行は、人口減少につながり、生産力の低下、個人消費の減少など、経済活動にマイナスの影響を及ぼす可能性や高齢者の割合が増加することにより、社会保障制度を維持するための給付内容の見直しや国民負担の増加などが懸念されます。

また、子どもへの影響としては、子ども同士の交流機会や体験活動機会の減少などにより、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が心配されています。

さらに、国や地方財政の硬直化や地域コミュニティの存続自体に関わる問題が発生する可能性も指摘されています。

④少子化対策の取組み

国内では、平成元年に合計特殊出生率が1.57とこれまでの最低となったことを契機に、出生率の低下と子どもの人数が減少傾向にあることが社会的に認識され、平成6年に、具体的な少子化対策として、「エンゼルプラン」が策定されました。

しかし、急速な少子化の流れを止めることは難しく、平成11年に「新エンゼルプラン」、平成15年に従来の取組みをもう一段レベルアップした対策をすすめるため、「少子化社会対策基本法」の制定や同法に基づく「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

また、次代の社会を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支える観点から、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

そして、国や地方自治体が講ずべき施策や企業が行う雇用環境の整備などについて、具体的に達成しようとする目標や実施しようとする対策の内容、及びその実施時期を定めた行動計画の策定が求められ、これによる積極的な子育て支援がすすめられています。

これらの取組みの結果、我が国の合計特殊出生率は平成17年の1.26を最低に、平成18年に1.32、平成19年に1.34と上昇はしているものの、決して楽観できる状況ではないとされています。

国では、さらに少子化対策をすすめるため、「新しい少子化対策」をはじめとして、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「新待機児童ゼロ作戦」、「子どもと家族を応援する日本重点戦略」などを決定し、社会全体の意識改革や子育てと仕事の両立を支援する取組みをすすめています。

(2) 子育て環境

①家庭環境の変化

核家族化がすすみ、かつてのような多世代の同居する世帯が減少したことから、子育ての知恵の伝承が少なく、母親は、育児不安を抱える中で子育てをする状況にあります。

また、地域での子育て家庭同士の交流や支え合う環境も少なくなっており、「子育てに関する意識調査（H9 年内閣府「国民生活選好度調査」）」によると、育児に自信をもてない主婦の割合が共働き世帯で 46.7%、専業主婦世帯で 70.0%と、専業主婦世帯が高くなっています。

②仕事と子育ての両立

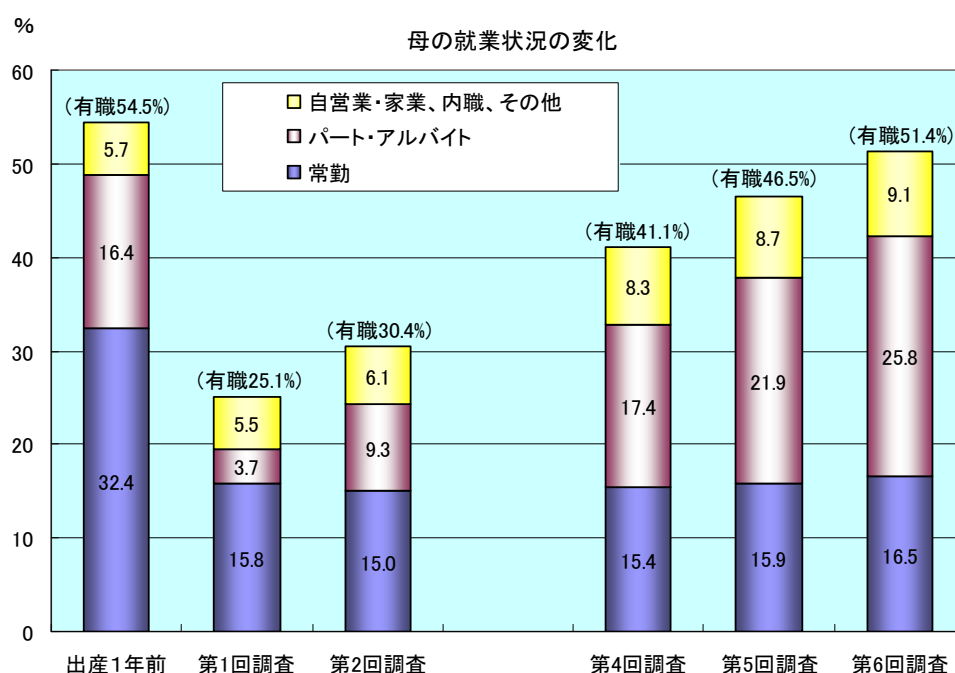
少子高齢化により、中長期的な労働力不足が予測される中で、我が国の経済活動を維持する上では、働く意欲と能力のある人が、働きやすく働きがいをもてるような雇用環境の整備が重要となっています。

しかし、働き方や子育て支援などの社会的基盤が必ずしも十分でないことなどを背景に、「安定した生活基盤を築けない」、「仕事に追われ心身の疲労から日常生活に余裕が持てない」、「仕事と子育てや介護との両立に悩む」など、問題を抱える人が多く見られます。

厚生労働省の「平成 17 年出生動向基本調査」などによると、未婚者の約 9 割は、「いずれは結婚したい」と考えており、また、希望する子ども数の平均は、男女とも 2 人以上となっています。

また、厚生労働省の「21世紀出生児縦断調査」による、「母親の就業状況の変化」の調査結果では、出産1年前の有職の割合が54.5%、出産を機に離職がすすみ、第1回調査（出産半年後）では25.1%、その後は年々増加し、第6回調査（出産5年半後）では51.4%と、出産1年前の水準に近くなっています。

就業形態で見ると、「常勤」の割合は、第1回調査（出産半年後）で15.8%、第6回調査（出産5年半後）で16.5%と変化は少なく、「パート・アルバイト」は、第1回調査（出産半年後）で3.7%、第6回調査（出産5年半後）で25.8%となっており、「パート・アルバイト」の母親の割合が増加している結果となっています。



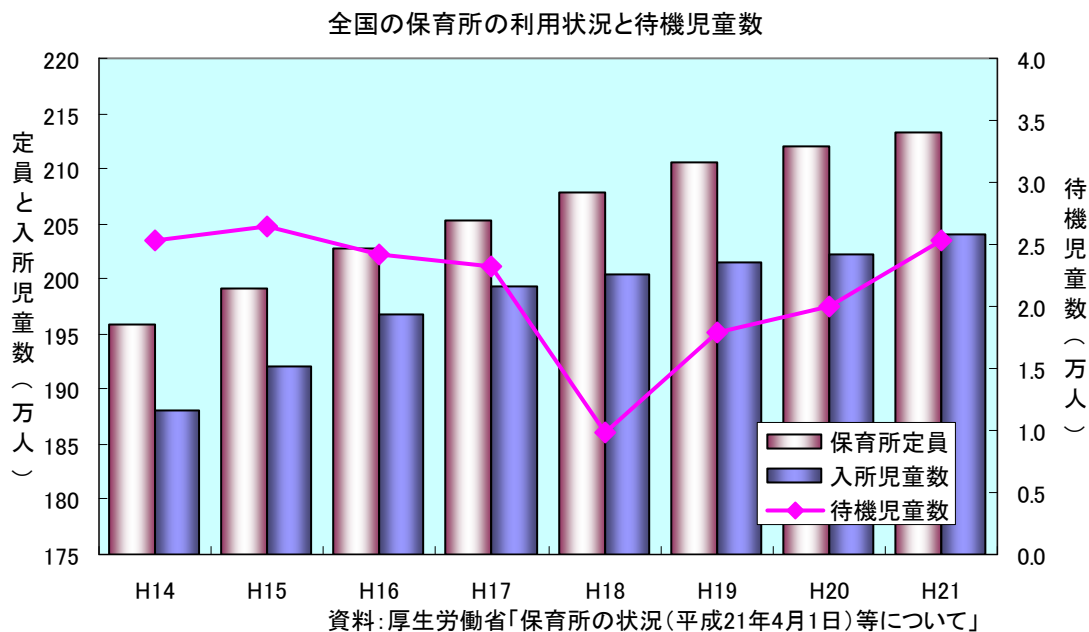
注: 第3回調査は、母の就業状況を調査していない。
資料: 厚生労働省「第6回21世紀出生児縦断調査」(平成18年度)

③新たな課題への国の取組み

平成21年9月の厚生労働省の発表によると平成21年4月1日時点の全国の保育所定員は、地方公共団体の子育て支援の重点的な取組みもあって、前年より1万1,192人増加し、213万2,081人となり、保育所利用児童数も1万8,801人増加し、204万974人となっています。

しかし、保育所待機児童数は、近年の働き方の多様化や経済情勢などによって、大都市を中心に前年より5,834人増加し、2万5,384人となっています。

保育ニーズの急増や多様化への対応、すべての子育て家庭への支援などの少子化対策とともに、急速な少子高齢化による労働力の減少への対応や社会経済、社会保障制度全体の持続の可能性を確保するという緊急的・国家的な課題の解消に向け、女性が就労を断念せずに結婚・出産・子育てができる社会の実現が急務となっています。

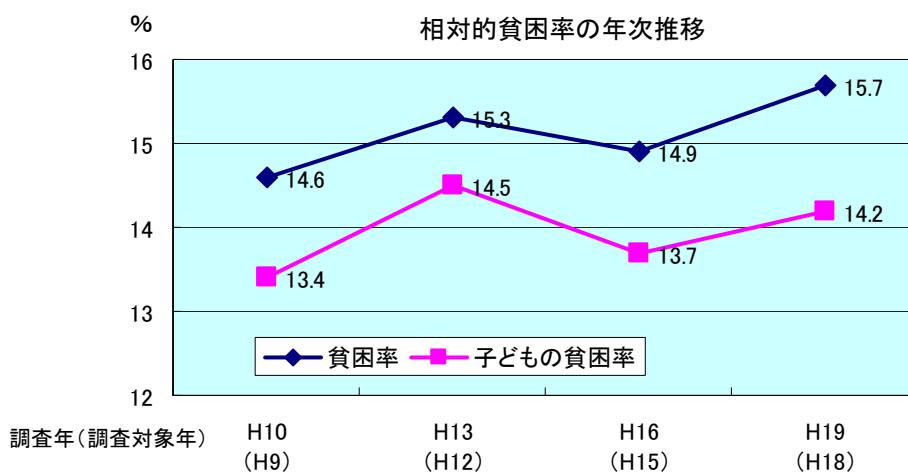


また、近年、社会の階層化がすすみ所得格差や貧困の問題が深刻となってきています。

国は、平成 21 年 10 月、経済協力開発機構（OECD）が発表しているものと同様の計算方法で、「国民生活基礎調査」をもとに厚生労働省算出の貧困率がはじめて公表されました。

公表された相対的貧困率は 15.7%であり、経済協力開発機構加盟 30 か国中 4 位と高い貧困率となっています。

子どもの相対的貧困率も 14.2%と公表され、特にひとり親世帯の割合が高いと指摘されており、子どもたちの健やかな成長や教育機会の減少などへの影響が懸念されています。



資料：厚生労働省（平成21年10月）発表

(3) 青少年を取り巻く環境

①社会環境の変化

今日の青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、経済情勢の変化などにより、家庭・職場・地域にも大きな変化をもたらしています。

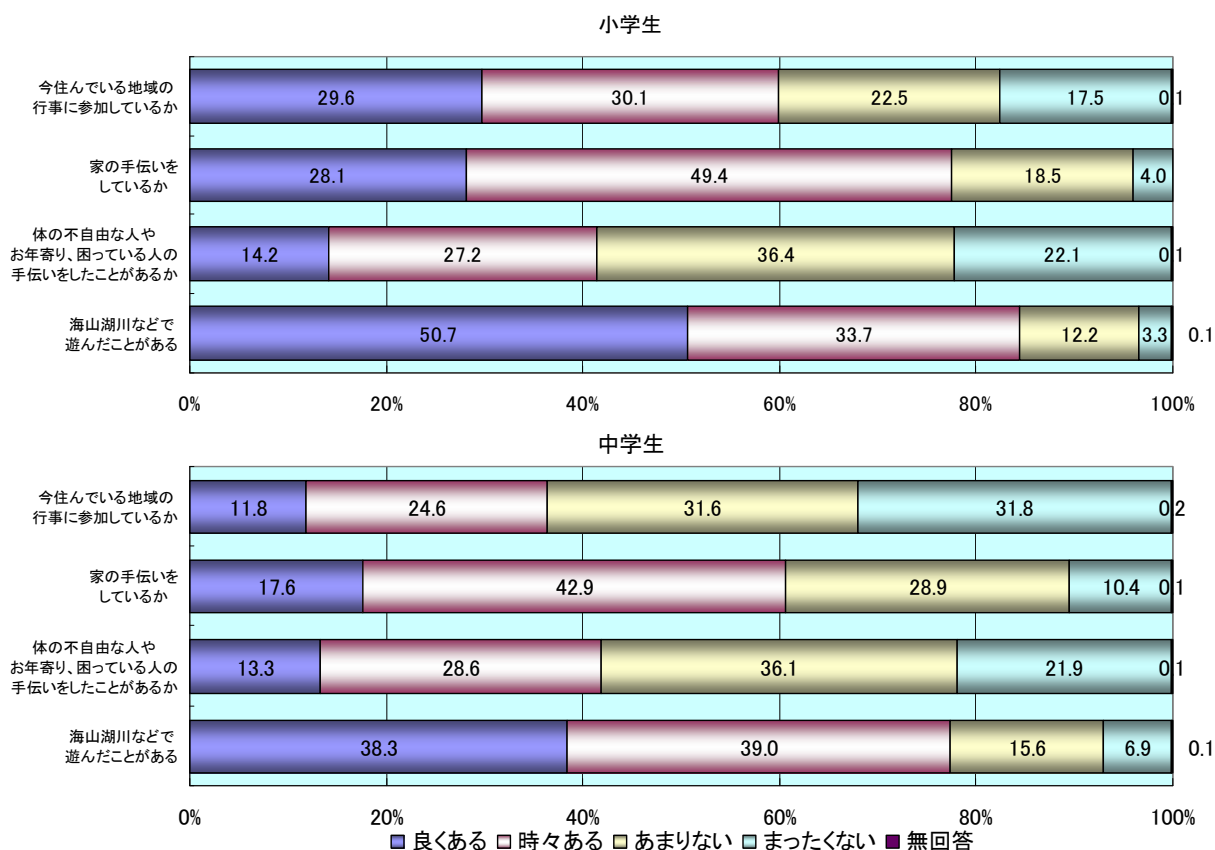
家庭においては、少子化が進行し、兄弟数の減少や一人っ子の増加から、親や兄弟のふれあいの中で社会性を身につけていくという機能が低下しているほか、生活様式の夜型化、保護者が子どもの育児責任を放棄するなどの問題も見られます。

職場においては、倒産件数の増加や完全失業率の上昇などに象徴されるように、雇用情勢の悪化が深刻化し、若年者層にも大きな不安を与えています。

また、ニートやひきこもりなどが社会問題となっており、若者の社会的自立の遅れも指摘されています。

地域においては、近隣住民に関心を示さないなど、人間関係がますます希薄化し、子どもにとっても、大人にとってもお互いが見えにくい環境となっています。

遊びや体験活動の状況に関する割合

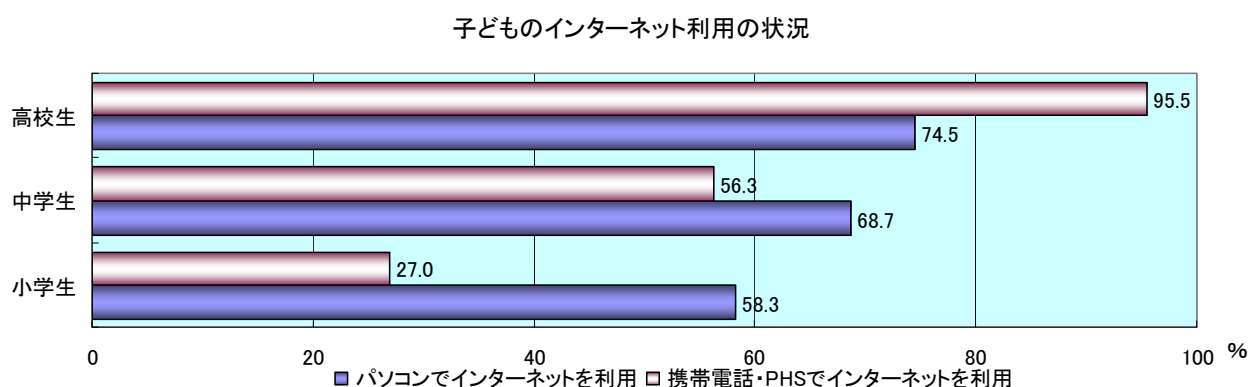


※端数処理のため合計が一致しない場合あり
資料：文部科学省「平成20年度全国学力・学習状況調査」

②インターネット上の有害環境

インターネットや携帯電話の普及などによる情報化の進展は、新たなコミュニケーション手段として利用される一方、メディアの依存を強め人間関係を希薄にするなど、青少年の健全育成にとって不安な材料となっています。

特に、携帯サイト、インターネットサイトなどへの個人的ないじめや中傷などの書き込み、出会い系サイトによる不特定者との交際など一部の有害情報が、青少年に対し多大な影響を与えています。



③青少年健全育成の取組み

少子高齢化、核家族化、高度情報化、雇用形態の多様化、経済のグローバル化など、社会や国際的な環境が変化する中で、国は、平成15年12月、「青少年育成施策大綱」を策定し、青少年健全育成にかかる基本的理念と中長期的な施策の基本方向を明確にし、総合的、効果的に諸施策を推進してきました。

さらに、少子化対策や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定、「児童買春、児童ポルノにかかる行為などの処罰及び児童の保護などに関する法律」の改正や「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備などに関する法律」が制定されるなど、近年のめまぐるしい社会変化に対応した対策を講じてきています。

2. 帯広市の子どもを取り巻く環境

(1) 帯広市の少子化の現状

①人口と出生数の推移

本市の人口は、平成13年1月末の175,174人をピークに減少を続け、平成20年1月末には17万人台を割り、平成21年3月末には168,532人となっています。

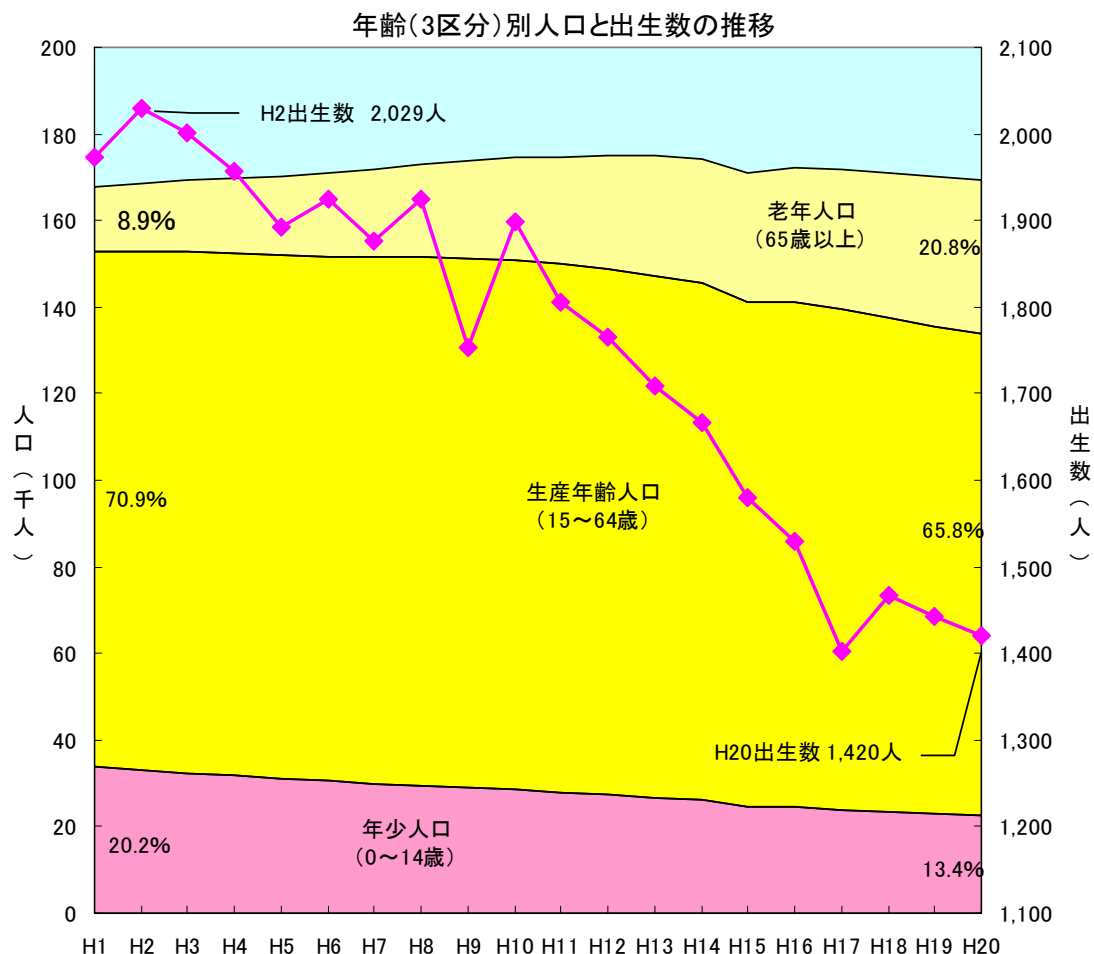
少子化傾向は、本市においても顕著に現れており、平成2年の出生数は2,029人でしたが、平成20年には1,420人となり、約70%にまで減少しています。

また、年齢3区分別人口でみると年少人口(0～14歳)の割合は、平成元年に20.2%でしたが、平成20年には13.4%となり、約66%にまで減少しています。

一方、老年人口(65歳以上)は、平成元年に8.9%でしたが、平成20年に20.8%、約2.3倍になっています。

本市の合計特殊出生率(ベイズ推計値)は、厚生労働省から発表されたデータでは、平成10年から14年は1.39でしたが、平成15年から19年では、さらに減少し1.27となっています。

これは、この間の全国平均の1.31よりも低い値となっています。



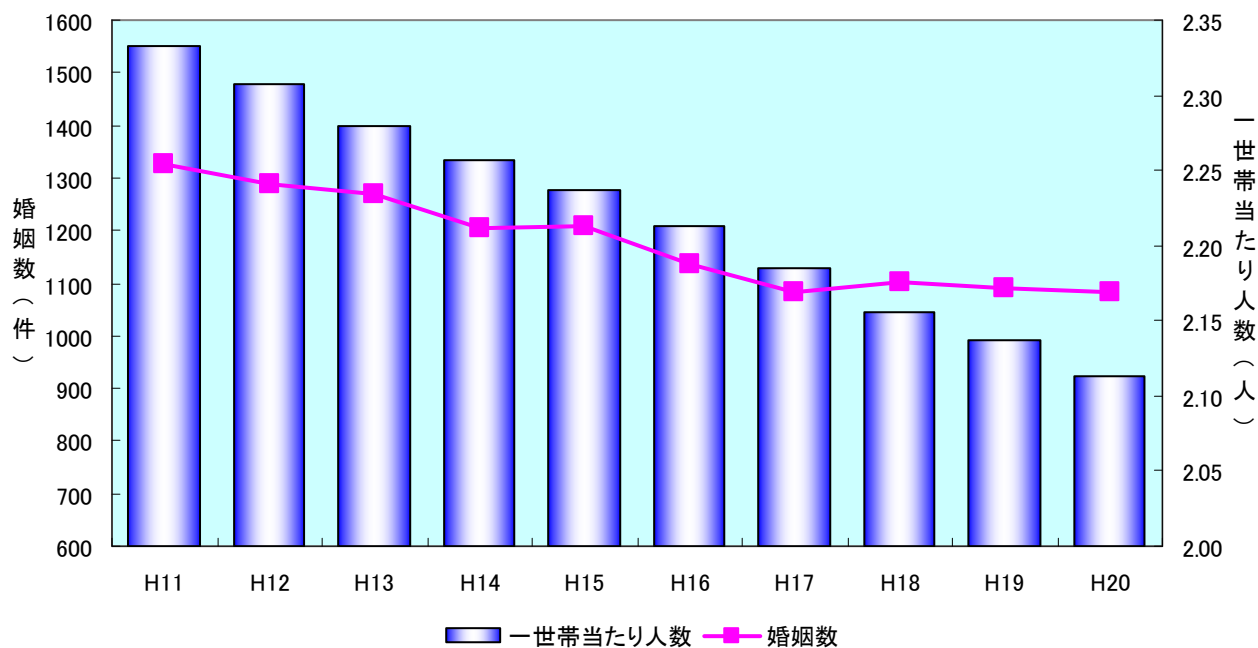
資料：各年12月末住民基本台帳、出生数は暦年

②一世帯当たりの人数と婚姻の状況

本市の一世帯当たりの人数は、平成 11 年度に 2.33 人でしたが、平成 20 年度には 2.11 人となり、年々減少を続けています。

婚姻数は、平成 11 年度が 1,326 件、平成 17 年度には 1,083 件となり、減少傾向となっていました。その後はおおむね横ばいとなり、平成 20 年度は 1,084 件となっています。

一世帯当たり人数と婚姻数の推移



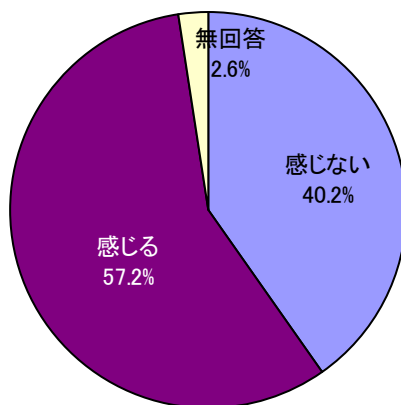
※各年度3月末住民基本台帳、婚姻は市への届出件数
資料:帯広市戸籍住民課

(2) 帯広市の子育て環境

① 幼児期の母親の育児不安の現状

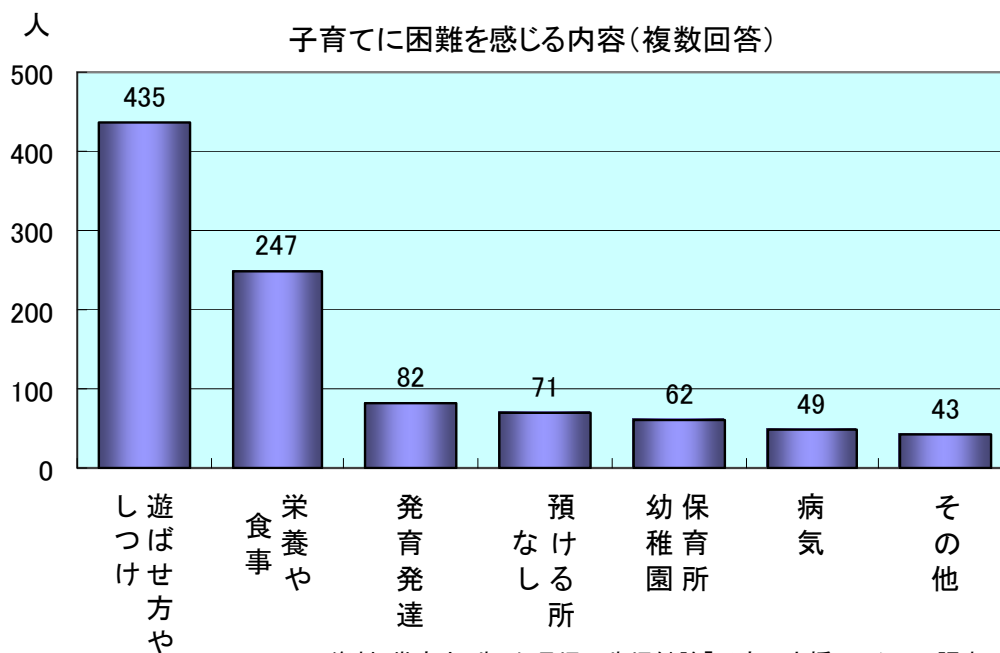
1歳6か月児、3歳児健診時に実施しているアンケート調査では、「子育てに困難を感じる」と答えた母親は57%を超えています。

「子育てに困難を感じることはありますか」に対する回答



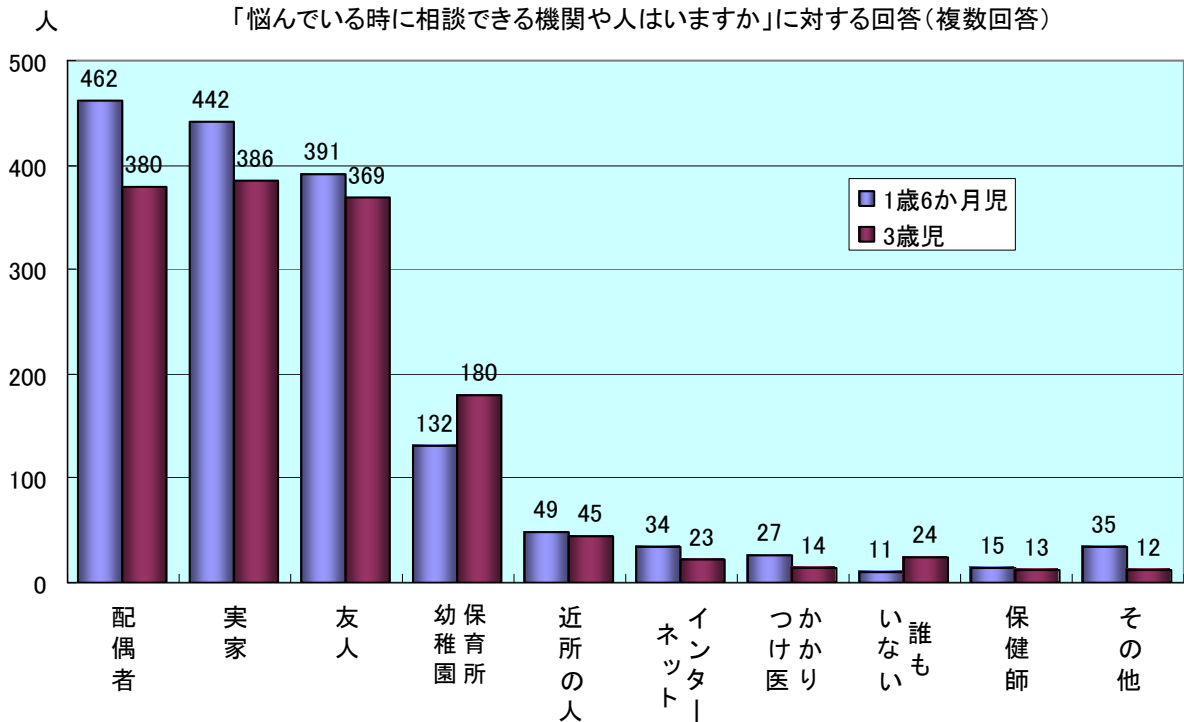
資料: 帯広市1歳6か月児・3歳児健診「子育て応援アンケート」
(平成20年11月～21年3月健診受診者分1,064人)

その内容としては「遊ばせ方やしつけ」、「栄養や食事」、「発育発達」の順となっており、具体的な育児方法について、困難を感じている結果となっています。



資料: 帯広市1歳6か月児・3歳児健診「子育て応援アンケート調査」
(平成20年11月～21年3月健診受診者分)

また、悩んでいる時に相談できる相手としては「配偶者」が最も多く、ほぼ同数で「実家」、次に「友人」となっています。



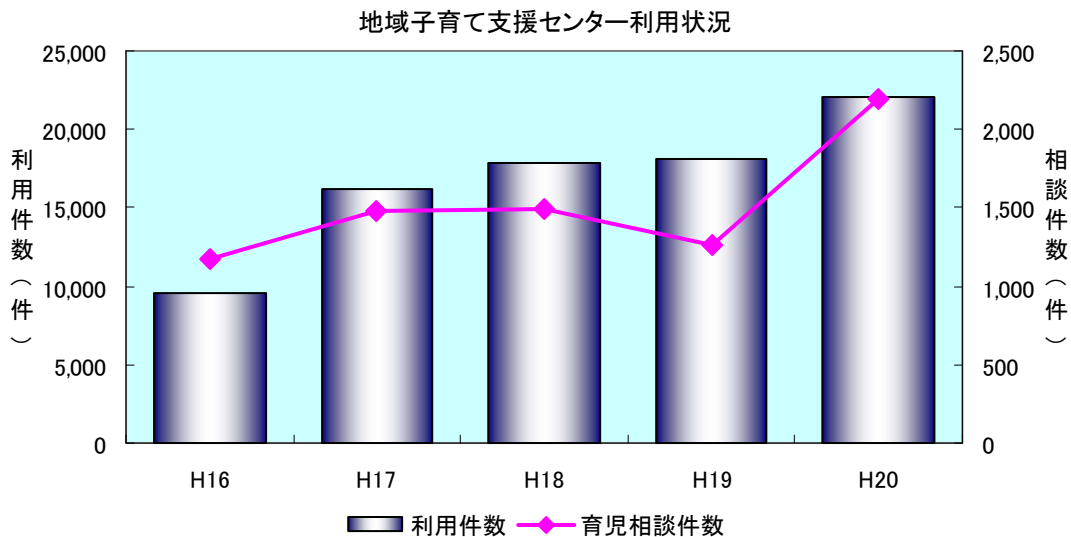
資料:帯広市1歳6か月児・3歳児健診「子育て応援アンケート」
(平成20年11月～21年3月)

②地域子育て支援センターの利用状況

本市では、地域に開かれた身近な子育て支援の拠点として、6か所の地域子育て支援センターと保健福祉センター内に子育て支援総合センターを設置しています。

子育ての相談や子育て中の親子の仲間づくりなど、孤立した子育てを防ぐだけでなく、子育てを一緒に楽しみ情報交換していく場として利用されています。

利用件数は、年々増加し、平成20年には22,000件を超えています。



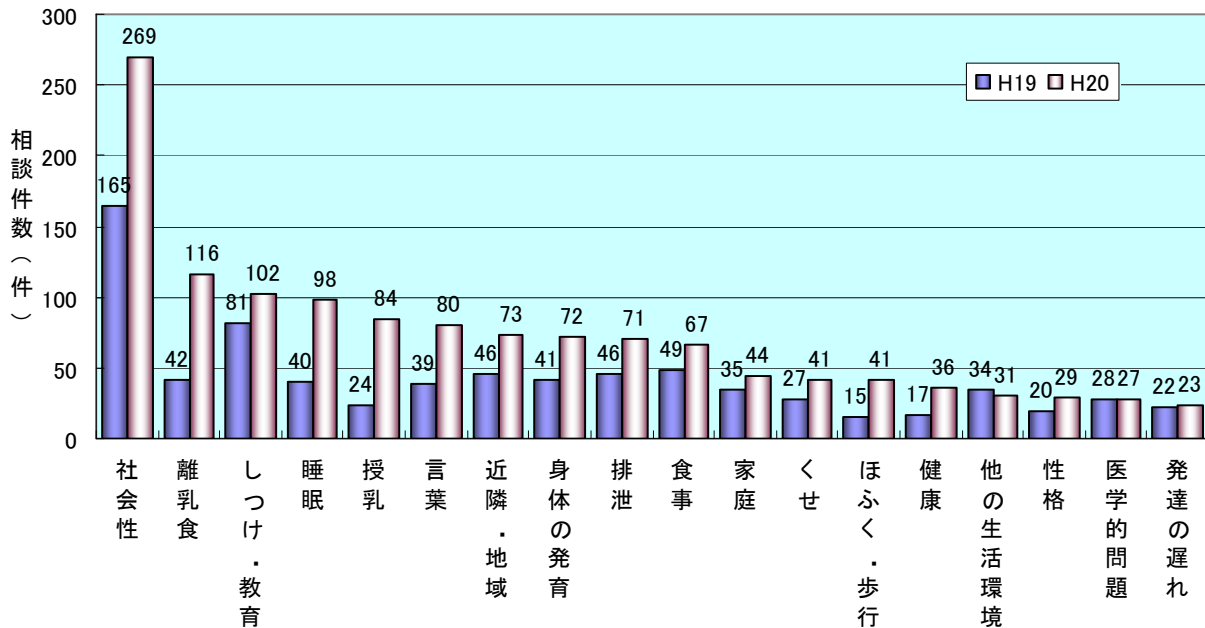
資料:帯広市子育て支援課調べ

地域子育て支援センターでの育児相談内容は多岐にわたっています。

特に「社会性」に関することが多くなっています。

このような親の相談に対して地域子育て支援センターでの体験や助言が、子育ての不安や悩みの軽減につながっています。

地域子育て支援センター育児相談内容



資料: 帯広市子育て支援課調べ

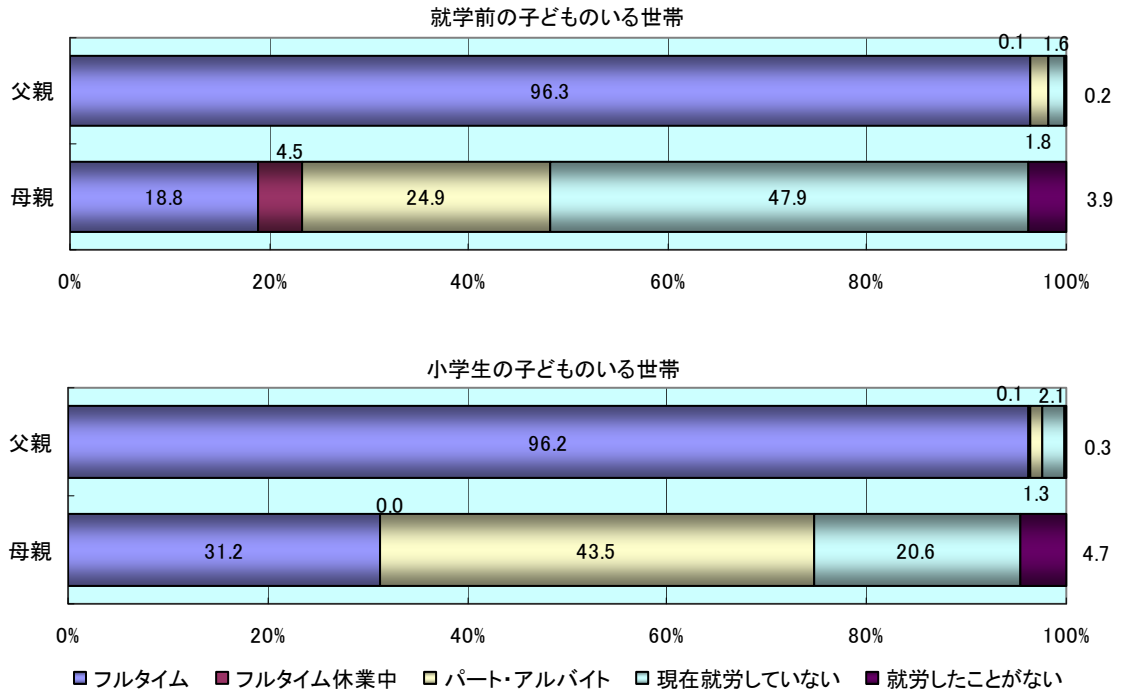
③保護者の就労状況と母親の就労希望

子どもや子育てに関するアンケート調査では、父親の就労状況は「就学前の子どものいる世帯」、「小学生の子どものいる世帯」とも96%を超えています。

母親の就労状況では、「就学前の子どものいる世帯」で「フルタイム」が18.8%、「フルタイムで休業中」が4.5%、「パート・アルバイト」が24.9%となっており、就労している合計は48.2%となっています。

また、「小学生の子どものいる世帯」では、「フルタイム」が31.2%、「パート・アルバイト」が43.5%、就労している合計は74.7%となっており、就学前に比べ26.5ポイント上昇しています。

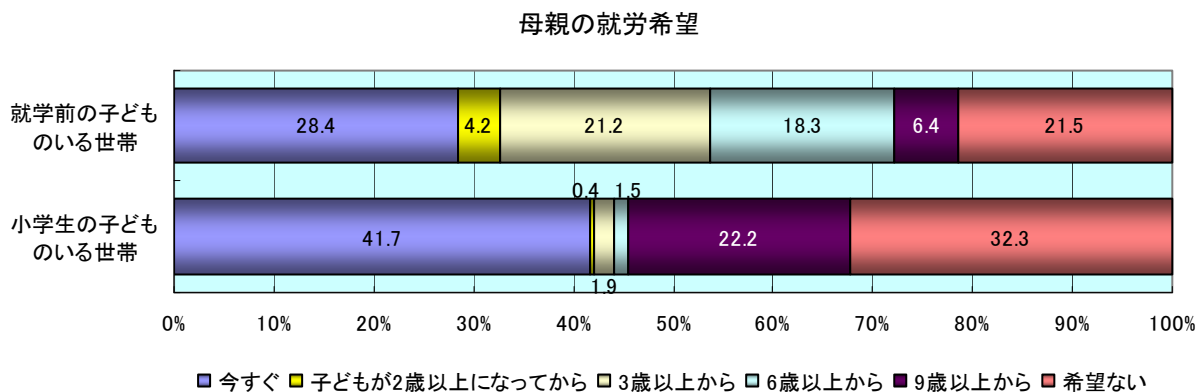
保護者の就労状況



資料：帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

就労していない母親の就労希望では、「就学前の子どものいる世帯」では、「今すぐ」が28.4%、「子どもが2歳以上になってから」が4.2%、「3歳以上から」が21.2%、「6歳以上から」が18.3%、「9歳以上から」が6.4%となっており、合計で78.5%が就労を希望しています。

「小学生の子どものいる世帯」では、「今すぐ」が41.7%、「子どもが2歳以上になってから」が0.4%、「3歳以上から」が1.9%、「6歳以上から」が1.5%、「9歳以上から」が22.2%となっており、合計で67.7%が就労を希望しています。



資料：帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

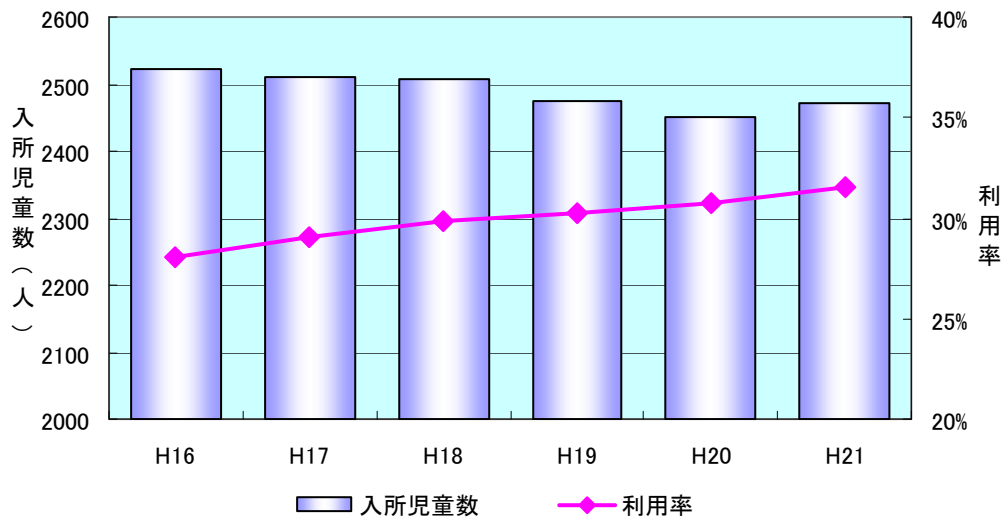
④保育等の現状

ア 認可保育所

市内には 26 所の認可保育所が設置されており、現在その定員は 2,550 人となっています。

対象となる子ども（0～5 歳）の人数が減少していることから、入所児童数は平成 20 年度まで減少傾向にありましたが、利用率は年々上昇しており、平成 21 年度は入所児童数も増加しています。

認可保育所(都市部)の利用状況



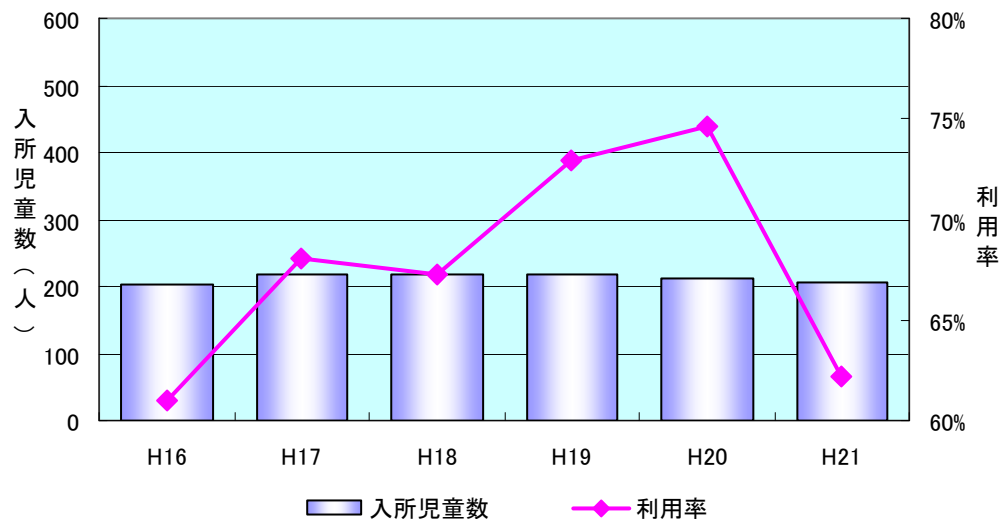
※利用率は都市部の対象児童数に対する割合
資料：帯広市こども課調べ（各年度4月1日現在）

イ へき地保育所

農村地区には 7 所（1 所休所中）のへき地保育所が設置されており、現在その定員は 345 人となっています。

利用状況としては、農村地区の特殊性もあることから、年度により利用率に変動があるものの、入所児童数はおおむね横ばいとなっています。

へき地保育所(農村部)の利用状況

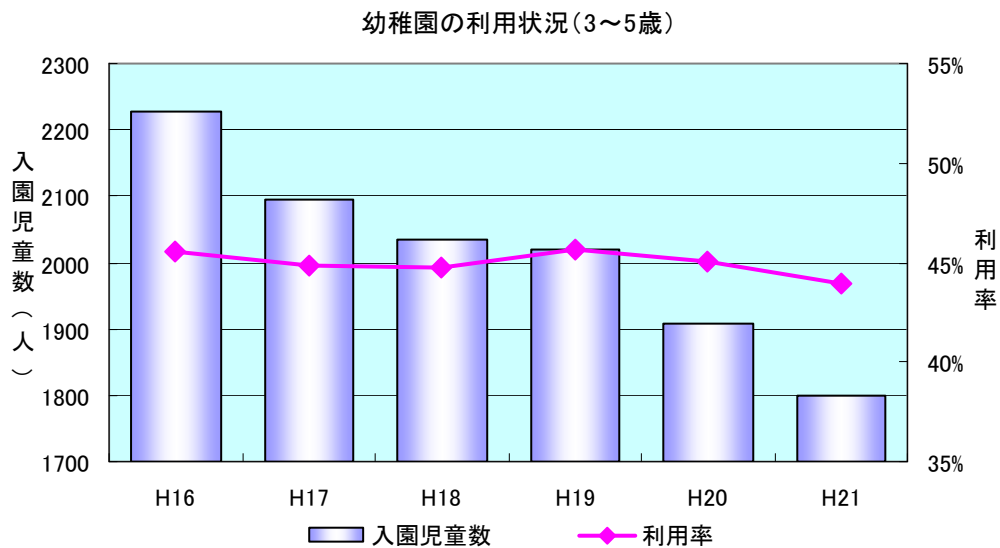


※利用率は農村部の対象児童数に対する割合
資料：帯広市こども課調べ（各年度4月1日現在）

ウ 幼稚園

市内の子どもは、市内と近隣町にある 15 園の幼稚園に主に就園しています。

利用率はおおむね横ばいですが、対象となる子ども（3～5 歳）の人数の減少により、入園児童数も減少しています。



※利用率は市内の対象児童数に対する割合
資料: 帯広市こども課調べ(各年度5月1日現在)

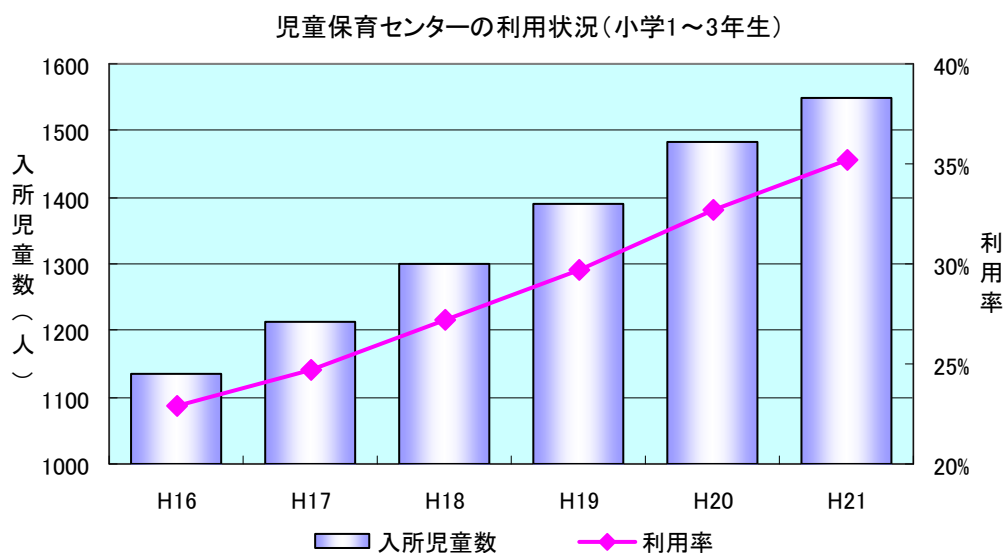
エ 児童保育センター

就労などの理由で、家庭で保育できない小学1年生から3年生までの子どもを対象として、児童保育センターで保育を行っています。

平成9年度までに都市部の21小学校区で開設し、本市の委託事業として運営してきましたが、平成17年度からは、指定管理者制度を導入し、開所日数・開所時間の拡充や分室設置などによる受入枠の拡大、特別な支援を必要とする子どもの受け入れや指導員の配置基準の見直しによる保育の充実をはかってきました。

また、平成21年度までに、これまで設置されていなかった農村地区での開設など、質的・量的なサービスの充実に取り組んできています。

近年、対象となる子どもの人数は減少傾向にあります。児童保育センターに入所を希望する児童数は年々増加しており、既存施設の多人数化がすすんでいます。

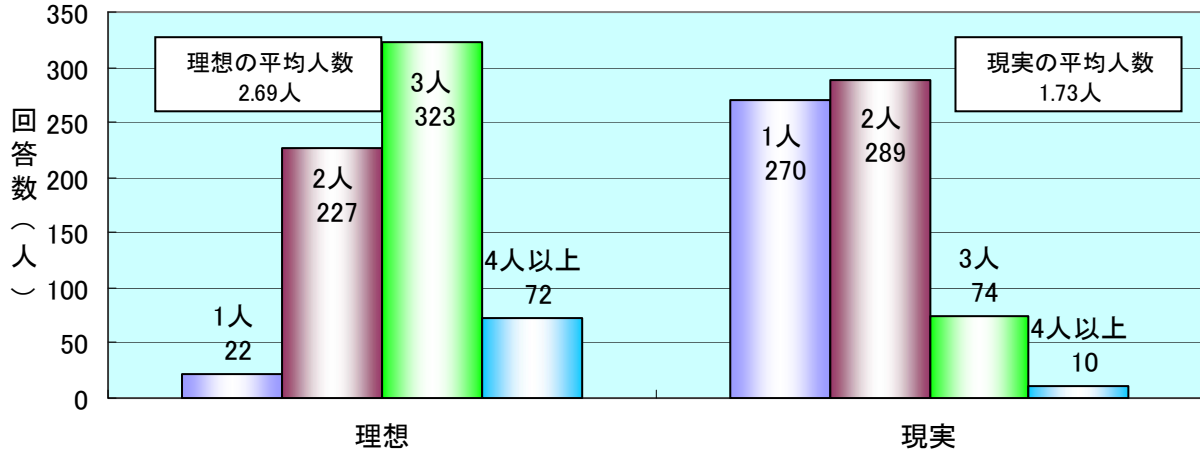


※利用率は市内の対象児童数に対する割合
資料：帯広市こども課調べ(各年度4月1日現在と新設は開設日)

(3) 理想とする子どもの人数と現実

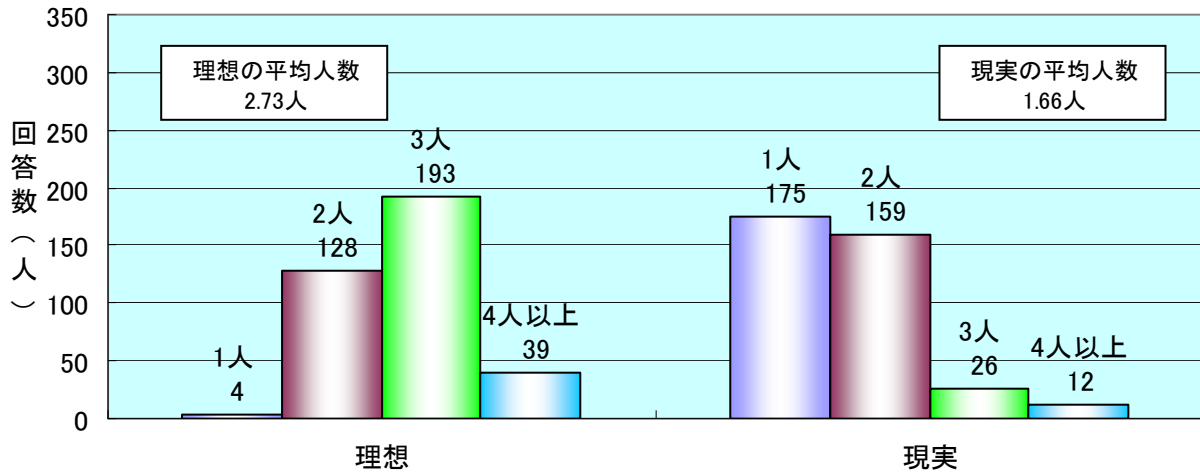
平成 20 年 11 月に実施した子どもや子育てに関するアンケート調査によると、本市の就学前の子どものいる世帯の理想とする子どもの人数と現実の差が 0.96 人、小学生の子どものいる世帯ではその差が 1.07 人となっています。

就学前の子どものいる世帯



資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

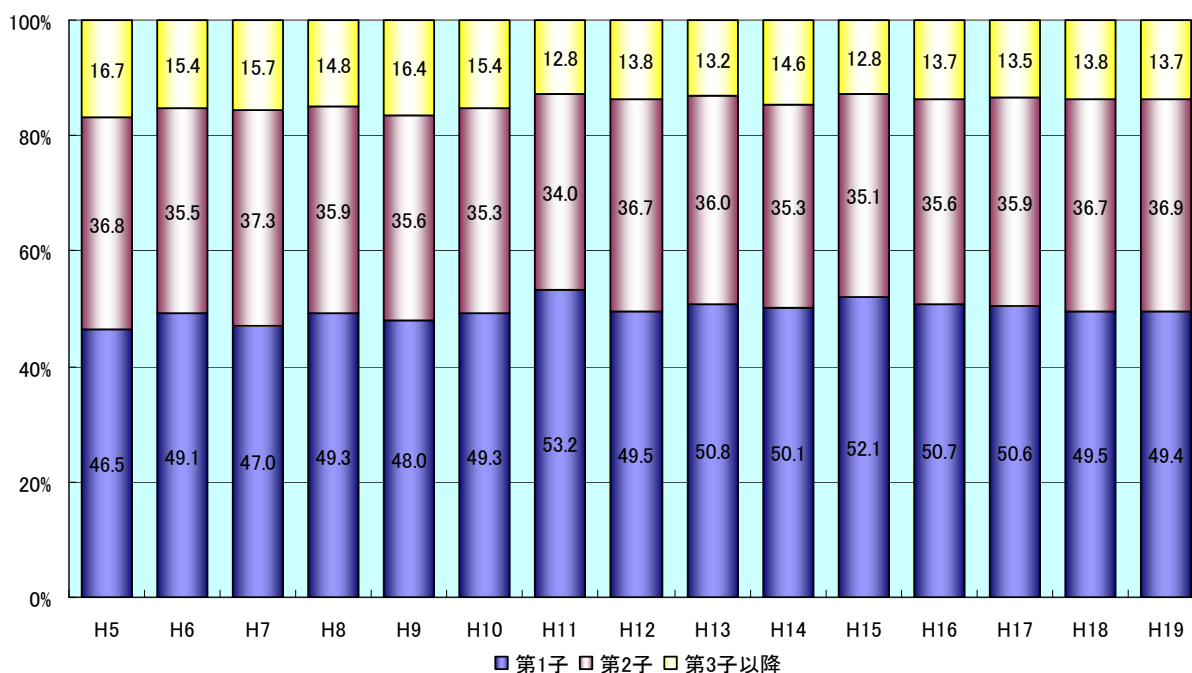
小学生の子どものいる世帯



資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

また、本市で生まれた子どもの第1子、第2子、第3子以降の割合では、年により変動があるものの、平成5年から9年の平均で第1子の割合が48.0%、第2子では36.2%、第3子以降では15.8%でしたが、平成15年から19年の平均では、第1子の割合が50.5%、第2子では36.0%、第3子以降では13.5%となり、一世帯当たりの子どもの人数が減少傾向にあることがうかがえます。

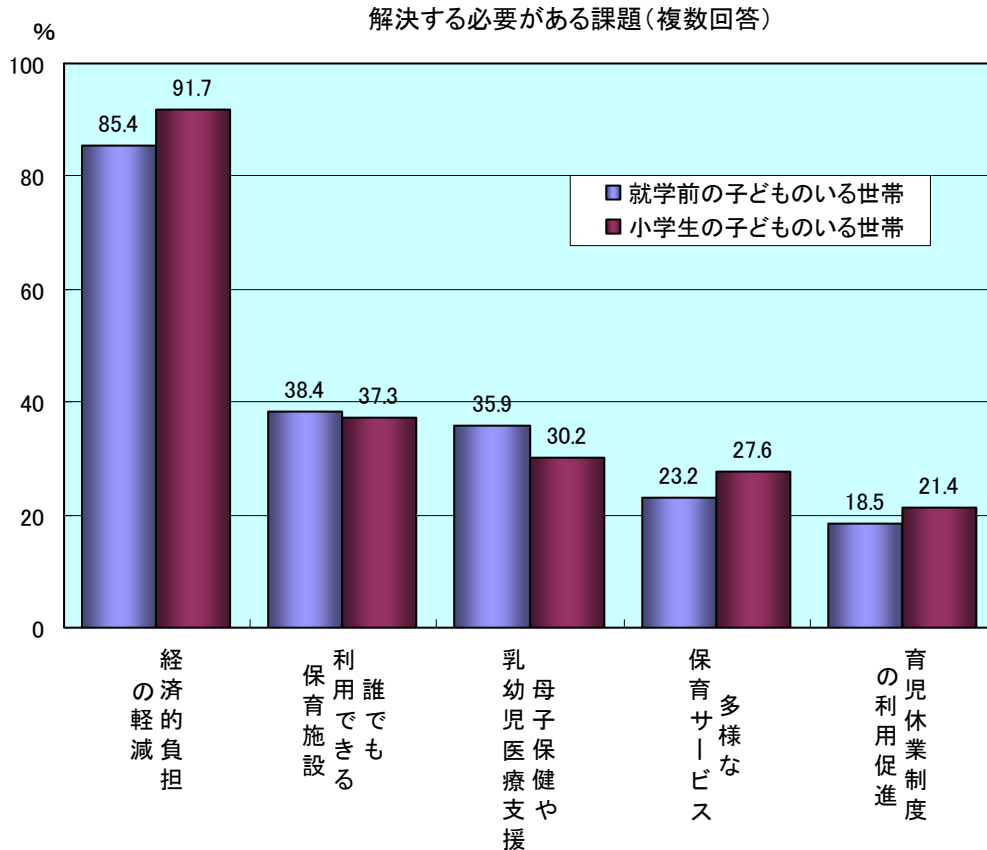
第1子、第2子、第3子以降の出生の割合



資料:十勝保健福祉事務所「十勝地域保健情報年報」

(4) 子育て支援に対する市民ニーズ

平成20年11月に実施した子どもや子育てに関するアンケート調査で、理想とする子どもの人数と現実に差があると回答した方に、その差をなくすためにどのような課題を解決する必要があるかを調査したところ、主なものとして次の項目があげられました。



資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

① 経済的負担の軽減

「経済的負担の軽減」の具体的なものとして、関係団体との意見交換や市民懇談会、アンケートの自由意見などの結果から、子どもに対する手当の増額・期間の延長や乳幼児等医療費助成の無料期間延長、保育所や幼稚園の保育料のさらなる軽減や教育費などの軽減、妊婦健康診査の公費負担拡大やオムツ用のゴミ袋配布拡大など、様々な分野にわたっています。

全国的な景気低迷の長期化、失業や非正規雇用の増加など、子育て家庭では、子どもの育児に見合った収入を確保することが難しい現状にあることがうかがえる結果となっています。

②誰でも利用できる保育施設

「経済的負担の軽減」に次ぐ、市民ニーズとして「希望すれば誰でも利用できる保育施設」があげられました。

子育てと仕事を両立する基本的なものとして、保育所や児童保育センターの利用希望に対応する受入枠が十分に確保されていることのほか、就労の有無にかかわらず、誰でも利用できるような保育施設の要望が多くなっています。

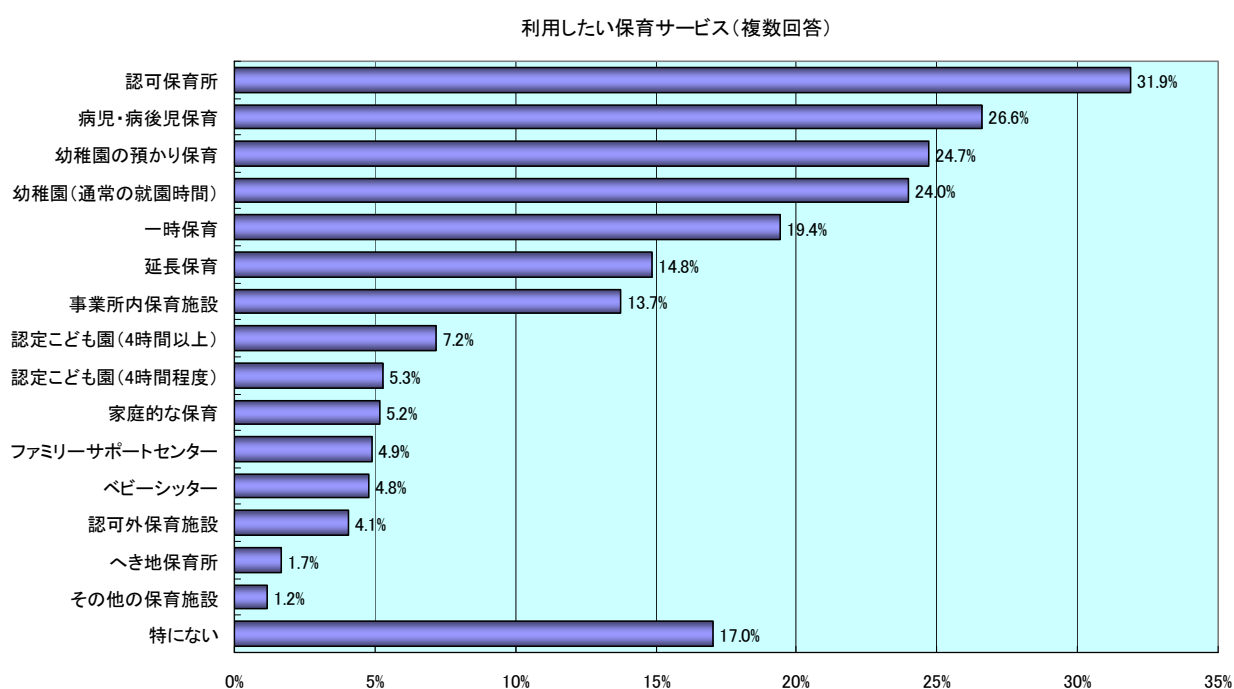
③母子保健や乳幼児医療支援

母子保健や乳幼児医療支援に関わる具体的なものとして、関係団体との意見交換や市民懇談会、アンケートの自由意見などでは、「経済的負担の軽減」と重複しますが、乳幼児等に対する医療費の無料期間延長や妊婦健康診査の公費負担拡充、予防接種への補助拡充などのほか、乳幼児健診や相談機能の充実、小児医療や不妊治療などの医療体制の充実などがあげられています。

④多様な保育サービス

子どもや子育てに関するアンケート調査で、就学前の子どものいる世帯に対し、利用したい保育サービスを調査したところ、「認可保育所」が31.9%、「病児・病後児保育」が26.6%、「幼稚園の預かり保育」が24.7%、「幼稚園（通常の就園時間）」が24.0%、「一時保育」が19.4%、「延長保育」が14.8%、「事業所内保育施設」が13.7%となっています。

その他、「認定こども園」や「家庭的な保育」、「ファミリーサポートセンター」など幅広い保育サービスのニーズがあります。

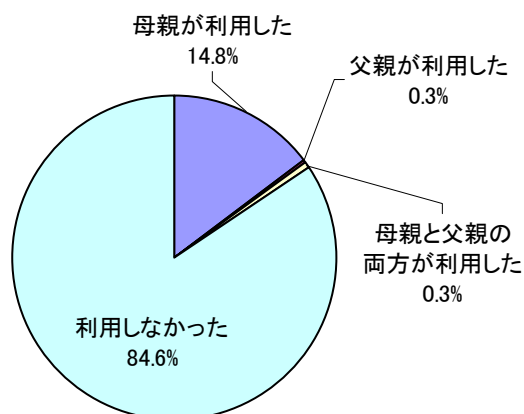


資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

⑤育児休業制度の利用促進

子どもや子育てに関するアンケート調査での、育児休業制度の利用の結果では、「母親の利用」が14.8%、「父親の利用」と「両方が利用した」がそれぞれ0.3%、「利用しなかった」が84.6%となっています。

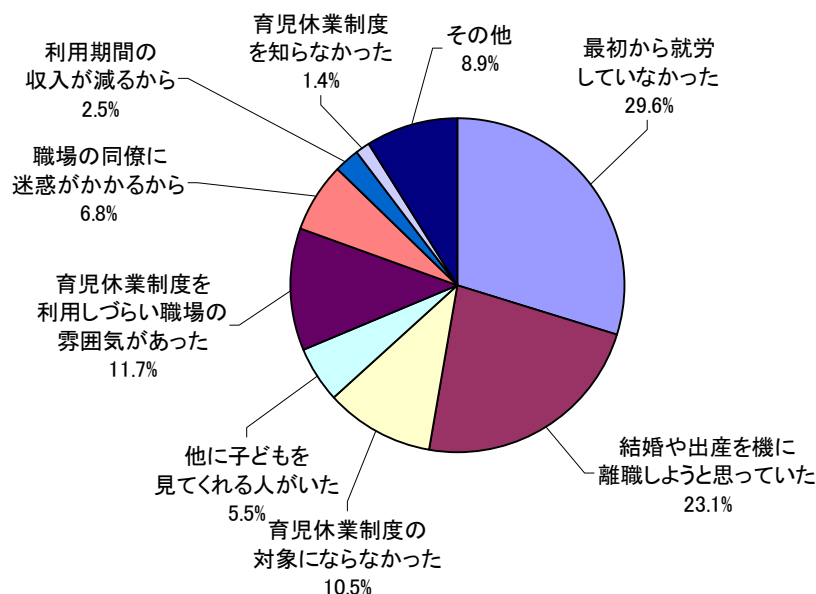
「育児休業制度を利用しましたか」に対する回答



資料: 帯広市
「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

利用しなかった理由では、「最初から就労していなかった」、「結婚や出産を機に離職しようと思っていた」、「育児休業制度の対象にならなかった」、「他に子どもを見てくれる人がいた」の回答を合わせると半数以上の68.7%となった一方、「育児休業制度を利用しづらい職場の雰囲気があった」が11.7%、「職場の同僚に迷惑がかかるから」が6.8%という結果となり、約20%の方が利用したくても利用できなかったと答えています。

「育児休業制度を利用しなかった理由は何ですか」に対する回答



資料: 帯広市
「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

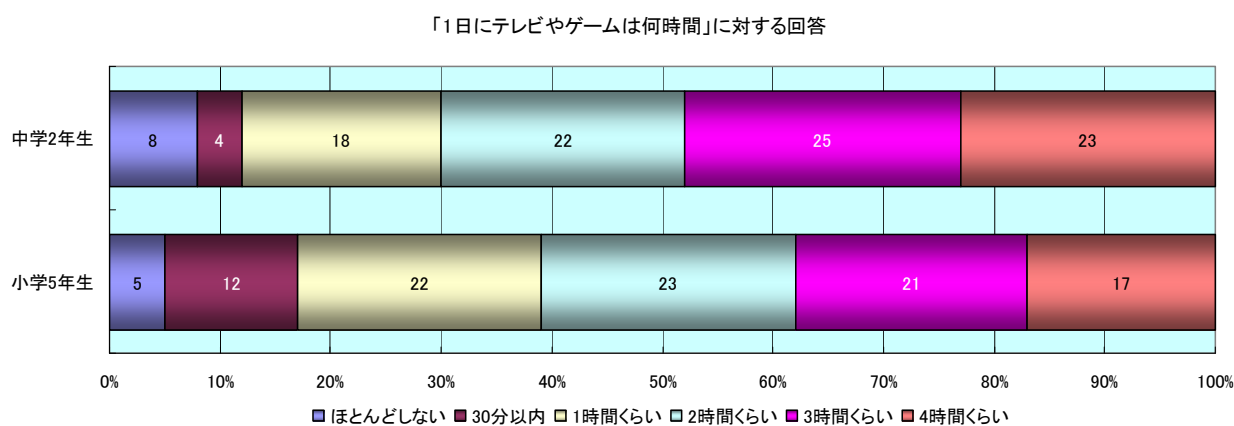
(5) 帯広市の青少年を取り巻く環境

①体験活動機会

兄弟や地域での子どもたちの交流など、異年齢交流は、人との関わりの中で自分の位置をとらえるという経験の基礎となります。

少子化や地域における人間関係の希薄化により、兄弟や近所の友達が減り、加えてテレビやパソコン、携帯電話、学習塾や習いごとにかかる時間の増大などに伴い、子どもたちが様々な体験活動を経験する機会が減少しています。

また、子どもにとっての人間関係は、親と子、教師と生徒といった関係や、学校における同年齢の集団など、限られた範囲となり、社会のルールや競争意識、思いやりなどを学ぶ貴重な場や機会が減少しています。



資料：帯広市「(仮称)帯広市学校教育基本計画基礎調査」(平成19年12月)

②青少年の社会参加

青少年が地域の活動へ自主的に参加し、社会の一員としての自覚をもち、社会的な役割を担うことは、青少年の健全な成長に欠かせないものであり、このような経験を積むための機会を地域ぐるみで提供することが必要です。

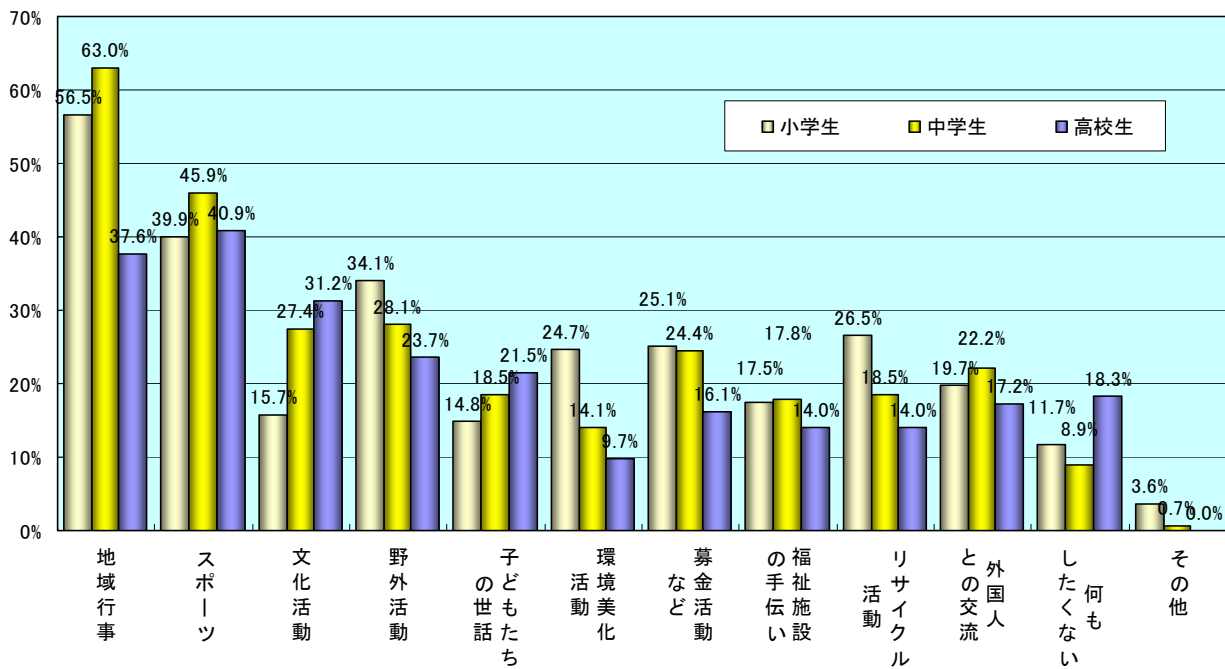
小・中学生、高校生でのアンケート調査で、「地域のどのような活動に参加したいと思いますか」の間では、「地域行事」と回答した割合が、小学生が56.5%、中学生が63.0%と最も高く、地域における青少年の各種地域行事の取組みの充実が望まれています。

また、「スポーツ」と回答した割合は、高校生が40.9%と最も高いほか、小学生が39.9%、中学生が45.9%といずれも高く、「文化活動」と回答した割合は、高校生が31.2%、中学生が27.4%となり、文化・スポーツ活動に参加したいという希望が多くなっています。

「野外活動」と回答した割合も、小学生34.1%、中学生28.1%と多く、ボランティア活動に該当する「環境美化活動」、「募金活動など」、「福祉施設の手伝い」などは、小・中学生の参加意欲が高く、「子どもたちの世話」では、高校生の参加意欲が高くなっています。

いずれも青少年の社会参加に対する関心の高さがうかがえます。

「地域のどのような活動に参加したいと思いますか」に対する回答



資料：帯広市「小・中学生、高校生アンケート調査」平成21年2月

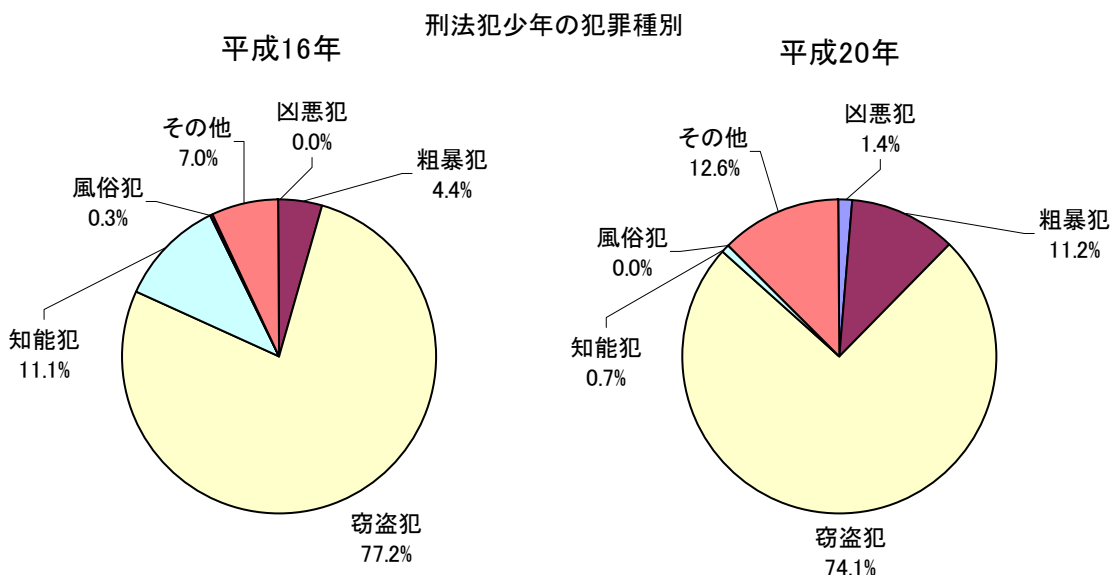
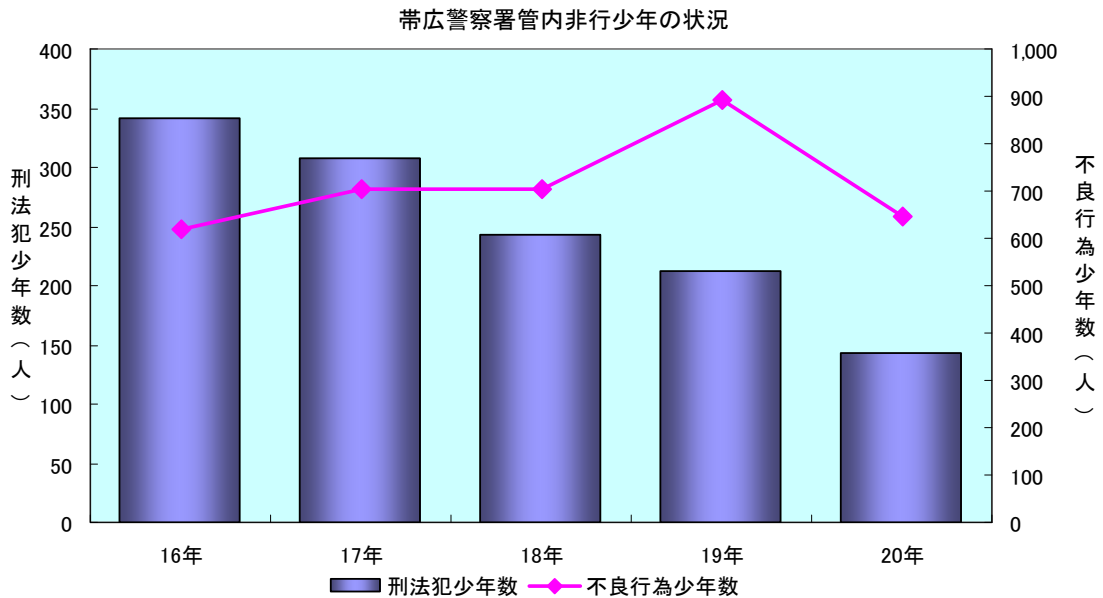
③青少年の非行

帯広警察署管内の非行（刑法犯）少年の状況は、平成16年以降減少していますが、飲酒・喫煙・深夜徘徊などの不良行為で補導される少年は、増減を繰り返しています。

最近の青少年非行の状況として、刑法犯少年の犯罪種別では、窃盗・粗暴犯罪の割合が高くなっています。

また、出会い系サイトやプロフィールサイト、ゲームサイトなどを介しての援助交際や児童買春などの事件が発生しています。

さらに、大麻・覚せい剤などの薬物がインターネットサイトなどで容易に手に入る状況になってきており、薬物乱用が青少年に拡大することが懸念されています。



3. これまでの計画の取組みと評価

(1) 帯広市児童育成計画

帯広市児童育成計画（平成 12～21 年度）は、国の「新エンゼルプラン」の行動計画及び第五期帯広市総合計画の分野計画として、保育や子育て支援に関する施策の基本方向を定めました。

基本理念を「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」として、5つの基本方向のもとで、具体的な施策を掲げ、それぞれの施策を展開してきており、おおむね順調に実施することができました。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画として「帯広市子どもプラン」を策定したことから、このプランを「帯広市児童育成計画」の後期期間における実施計画として位置づけました。

(2) 帯広市子どもプラン

帯広市子どもプラン（平成 17～21 年度）は、帯広市児童育成計画の後期期間に重点的にすすめる実施計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく前期市町村行動計画として、策定しました。

基本理念を「未来を担う子どもたちの幸せと子育てに夢をもてるまちづくり」として、3つの基本方向のもとで、具体的な施策を掲げ、全国共通に設定が求められた基本的な項目と独自に取り上げた項目について、数値目標を設定し、施策の推進に取り組んできています。

進捗状況としては、目標を達成した事業が 62%、目標に向かって継続中が 36%となり、おおむね順調に実施することができました。

一方、未着手のものや目標未達成のものについては、市民ニーズなどを踏まえ、今後の計画に活かしていきます。

(3) 第二次帯広市母子保健計画

平成12年に21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」が策定されたことを受け、本市では母子保健計画（平成9年～13年度）の見直しを行い、平成14年度からおおむね10年間を計画期間として第二次帯広市母子保健計画を策定しました。

基本理念を「思春期を健康に過ごし、安全な妊娠、出産をむかえて、市民自らがのびのびと安心して育児を楽しみ、子どもに愛情を注ぎ、心身ともに健やかに育み、親子が豊かな人生を送ることができる環境づくり」とし、4つの基本方向のもとで具体的な施策を掲げ、それぞれの施策を展開してきています。

進捗状況としては、一部に目標に達していない事業がありますが、目標に近い他の事業で対応ができていることから、おおむね順調に実施することができました。

目標に達していない事業については、市民ニーズなどを踏まえ、今後の計画に活かしていきます。

(4) 帯広市青少年健全育成推進長期計画

帯広市青少年健全育成推進長期計画（平成7～18年度）は、次代をきり拓くたくましさや豊かな心を持つ青少年の育成を願い、基本目標を「健全な家庭づくり」、「青少年の社会参加」、「青少年のための良い環境づくり」とし、30の重点項目のもとで具体的な施策を掲げ、それぞれの施策を展開してきており、おおむね順調に実施することができました。

一部、課題として残されたものについては、青少年の抱える問題などを踏まえ、今後の計画に活かしていきます。

第2部 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景・目的

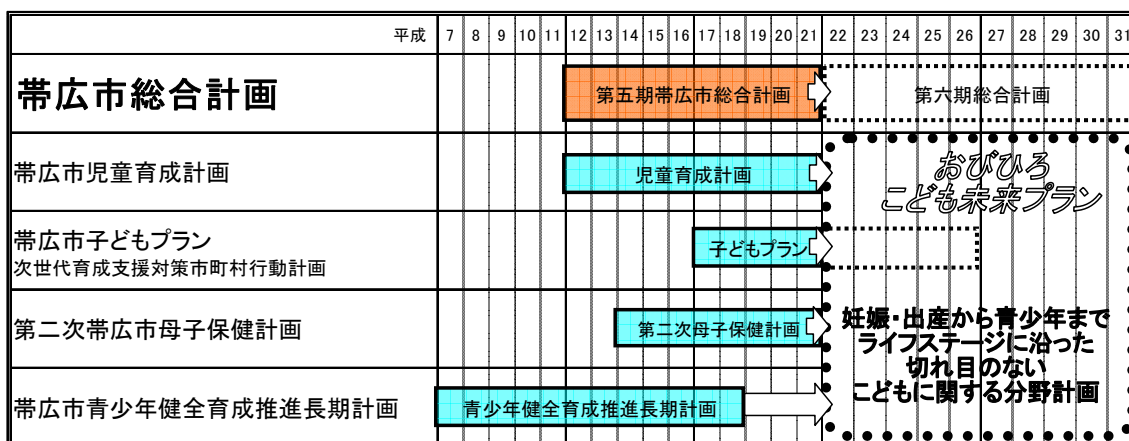
急速な少子化の進行は、我が国の人口減少のみならず、人口構造を変化させるものであり、社会経済にも多大な影響を与えるとともに、少子化に伴い同年代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境も失われるなど、子どもを取り巻く社会環境にも、影響を与えています。

また、高度情報化や核家族化、地域における連帯意識の希薄化がすすみ、さらに、雇用形態の多様化や女性の雇用ニーズの増加、子育てに対する負担感の増大などから、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることが難しくなってきていると懸念されています。

本市では、これまでも「帯広市児童育成計画」をはじめ、次世代育成支援対策推進法による前期行動計画としての「帯広市子どもプラン」、「第二次帯広市母子保健計画」、「帯広市青少年健全育成推進長期計画」に基づき、子育て環境の整備や青少年の健全育成に取り組んできました。

今後も次代の社会を担う子どもと子育て家庭に対し、子どものライフステージに沿ったきめ細やかな諸施策を総合的・効果的にすすめ、子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会や安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに地域社会全体で取り組むため、これまでの計画を統合し、本計画を策定するものです。

おびひろこども未来プランと旧計画の統合イメージ



2. 計画の位置づけ

- (1) 第六期帯広市総合計画の分野計画とします。
- (2) 次世代育成支援対策推進法による後期市町村行動計画としての役割を持つものとします。

3. 基本理念

「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」

次代の社会を担う子どもたちが、それぞれの個性を輝かせながら、心豊かにのびのびと成長し、未来に向かって夢と希望にあふれ、帯広という豊かな環境の中で、様々な体験を通して自然や命の大切さに触れるとともに、他を思いやる心と社会性や規範意識などを自ら育てることができるよう、「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」を基本理念とし、安心して子どもを生き育てられる環境づくりをすすめます。

帯広には、きびしい自然の中で、助けあい、支えあい、励ましあいながら開拓をすすめてきた歴史があります。

それぞれの地域で、この助けあう、支えあう、励ましあう気持ちを活かし、多くの人たちが関わり合い、安心して子どもを生み、楽しく子育てをすることができる環境とすることが望まれます。

このような環境で育った子どもたちの心には、ふるさとへの愛着が芽生え、助けあう、支えあう、励ましあう気持ちも未来に引き継がれることになると思います。

4. 計画策定の基本的な視点

おびひろこども未来プランの策定の基本的な視点を次のとおりとしますが、諸施策を展開するにあたって、すべての原点にある考え方を「子どもの権利の尊重」とします。

子育て支援や青少年の健全育成といった取組みでは、本来、第一に考えられなければならない子どもの権利よりも、大人の都合が優先される懸念があることから、本市で生まれ育つ子どもとその家庭への支援は、子どもにとってどのような影響を与えるのかという点を常に配慮しながら取り組むこととします。

また、子育ては、本来、男女が協力して行うことが望ましいとの考えに基づいた取組みをすすめます。

(1) 親子が共に成長するという視点

子どもを生み育てる喜びは、親として我が子を生み育てることで得られるものです。

親子が人間として共に成長しあう、共に喜びあう、共に暮らし豊かさを感じあう、そして未来への希望など、かけがえのない価値を実感しつつ楽しく生活ができるよう、様々な取組みをすすめます。

(2) 次代の人づくりという視点

子どもは、次代の社会を担うとともに次代の親となる大切な存在です。

地域社会において、様々な体験やコミュニケーションなどを積み重ね、豊かな人間性を形成し、主体的、自主的に社会参加ができ、社会の一員として深い人間的なつながりがもてるよう、長期的な視野に立ち子どもたちの健全育成のための取組みをすすめます。

(3) 社会全体で支えるという視点

子どもが生まれ、健やかに成長することは、保護者が第一義的に責任を有するという基本認識の下、市民や企業、行政が協力し合い、社会全体で取り組むべき課題です。

そのためには、これまでの慣習や社会制度のしくみを改善するよう努めるとともに、今日の多様な生活様式に応じた各種施策をすすめます。

5. 対象とする子どもの年齢

子どもとはおおむね 18 歳までですが、事業の内容によってはおおむね 30 歳までの青少年を含めることとし、年齢にとらわれない柔軟な対応とします。

6. 計画期間

平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

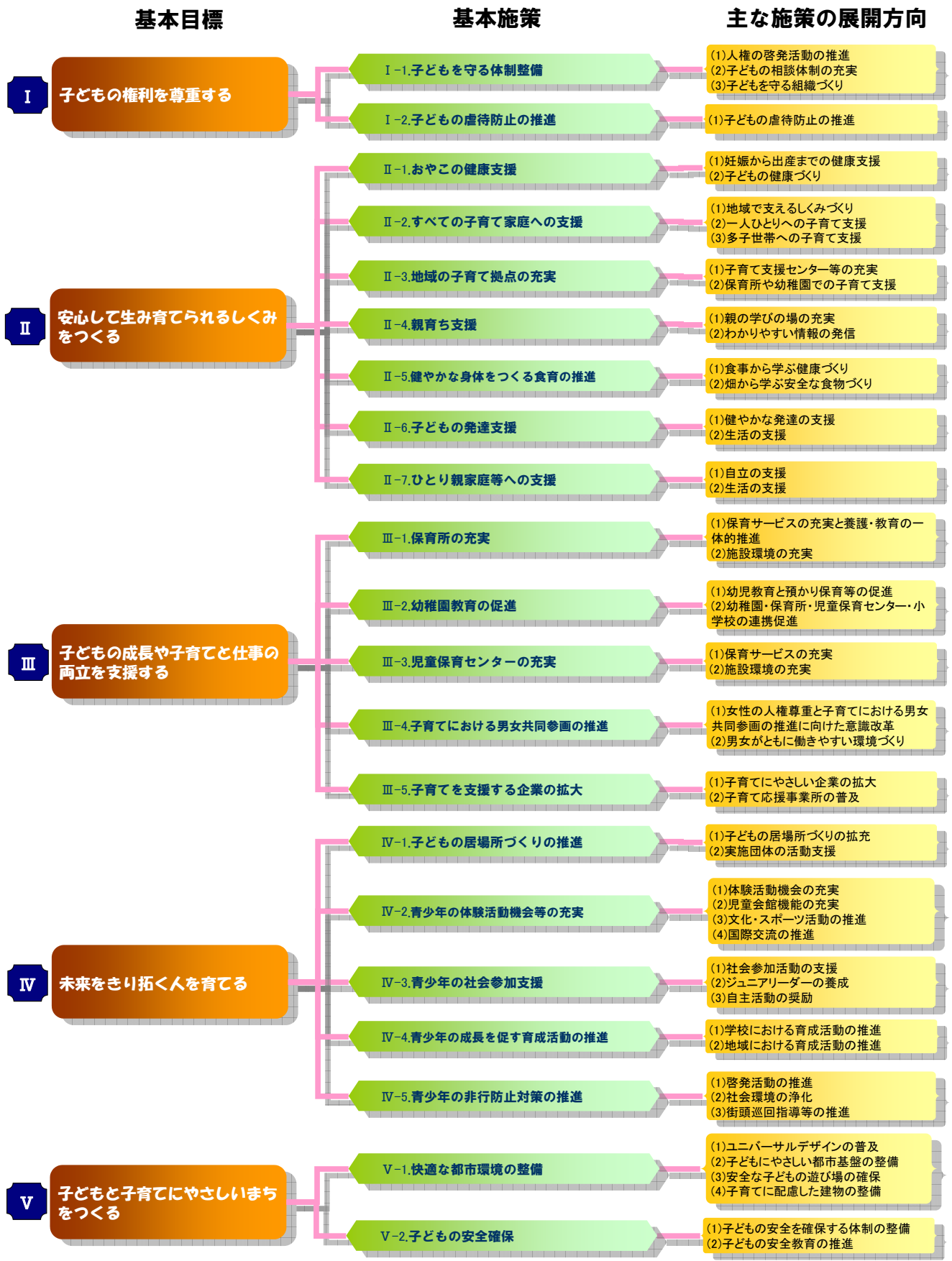
ただし、次世代育成支援対策推進法による後期市町村行動計画に位置づける部分については、平成 22 年度から平成 26 年度までとし、平成 27 年度以降に向けては、国などの動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、当該部分を含めた計画全般について点検し、必要に応じて見直しを行います。

7. 施策体系

アンケート調査や関係団体との意見交換、市民懇談会や帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年問題協議会幹事合同会議での意見・要望を踏まえ、子どもの成長過程を意識しながら、基本理念「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」のもと、5つの基本目標と21の基本施策、49の主な施策の展開方向を設定し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりをすすめます。

施策体系図

子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ



第3部 計画の内容

基本目標 I : 子どもの権利を尊重する

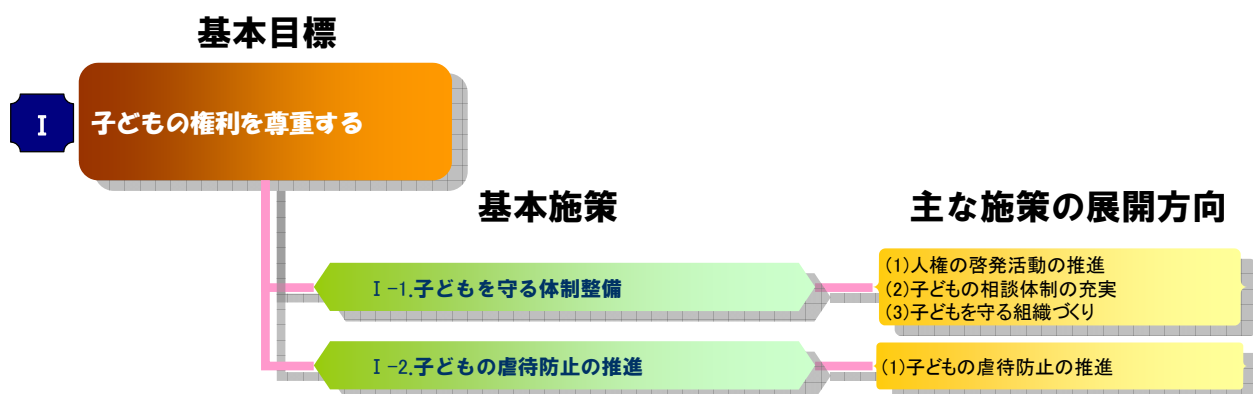
我が国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」を批准しました。

すべての子どもは一人の人間として、自分らしく個性豊かに生きる権利と尊厳を持った、かけがえのない存在であり、健やかな成長を支えることは社会全体の責務です。

発達段階に応じて、自分自身の権利が尊重されることで、はじめて、他を思いやる心と社会性や規範意識などが培われ、次代の社会を担うにふさわしい人に育ちます。

そのためには、大人が改めて子どもの権利を尊重するとともに、支援を必要とする子どもの声をしっかりと受け止めることが大切です。

また、子どもの虐待に対しては、未然防止、早期発見、初期対応、連携支援をすすめる体制を強化し、子ども一人ひとりが「権利の主体」として尊重される環境づくりをすすめます。



基本施策Ⅰ-1. 子どもを守る体制整備

■現状と課題

すべての子どもが持つ権利が尊重される社会の実現のためには、基本的な人権の教育や啓発とともに、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の四つの権利が柱となる「児童の権利に関する条約」の理念の普及をすすめることが重要です。また、子どもに関する相談や子どもからの相談に対応するため、様々な分野の相談体制を充実するとともに、関係機関・団体とも連携した取組みをすすめることが必要です。

□主な施策の展開方向

(1) 人権の啓発活動の推進

- ・ 関係団体と連携をはかり、人権についての教育、意識啓発や様々な機会を通して児童の権利に関する条約の理念の普及をすすめます。
- ・ 意識啓発や交流機会の拡大を通して、障害や障害のある人に対する理解を広め、ノーマライゼーションの理念の定着をはかります。

(2) 子どもの相談体制の充実

- ・ 家族や友人関係、虐待や性の悩み、育児や子どもの発達に関することなど、相談体制を充実するとともに、市民への周知をすすめます。
- ・ いじめや不登校、教育や学校生活における子どもたちの心の揺れや悩み、保護者の不安などに対応するため、日常的にきめ細やかな指導・相談を行います。

(3) 子どもを守る組織づくり

- ・ 子どもに関する施策を総合的・効果的に推進するため、市民や関係団体、関係機関などを構成員とする組織を設置し、市民意見の反映や連携協力をすすめるとともに、庁内関係部課との情報共有をはかり、それぞれの業務の連携強化をすすめます。
- ・ いじめ、不登校、非行などの問題に対応するため、家庭・地域・学校などの連携を深め、対策の検討や未然防止の観点による啓発活動をすすめます。

基本施策 I -2. 子どもの虐待防止の推進

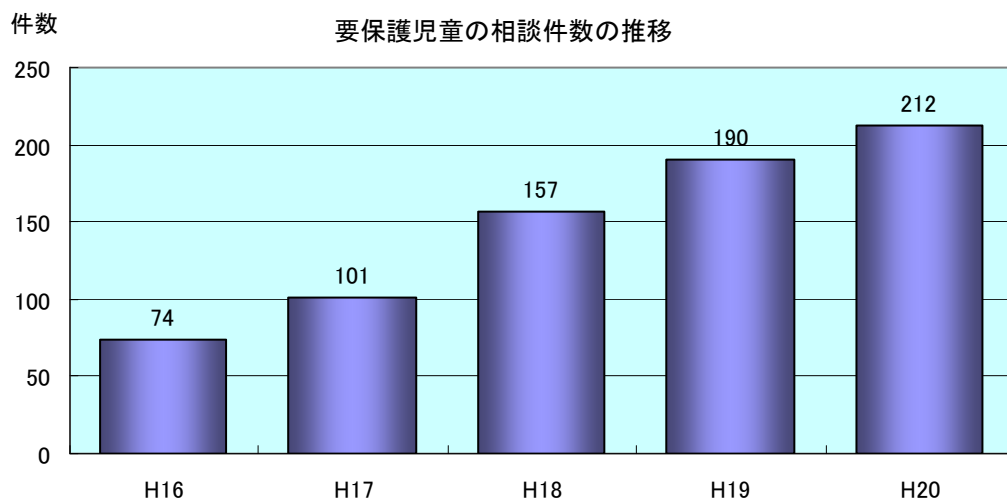
■現状と課題

平成 17 年の児童福祉法の改正により、児童相談所のほか、市町村も子どもの虐待の相談・通告の窓口となったことから、地域や関係機関の連携調整のため、要保護児童対策地域協議会を本市に設置し、要保護児童の支援に取り組んでいます。

また、平成 21 年 4 月からは、要保護児童に特定妊婦や要支援児童も含めることとしたことから、より一層の未然防止対策が必要となっています。

子どもの虐待については、多くの痛ましい事件が報道され、大きな社会問題となっており、本市においても年々相談や通告の受理件数が増加しています。

社会全体が物質的な豊かさや利便性を求める傾向にある中で、家庭においては、安定した親子関係を築く基盤や家族のきずなが失われつつあり、育児の不安や悩み、日常生活の不満などが積み重なることによって、ともすれば子どもへの虐待につながる可能性が否定できない現状にあります。

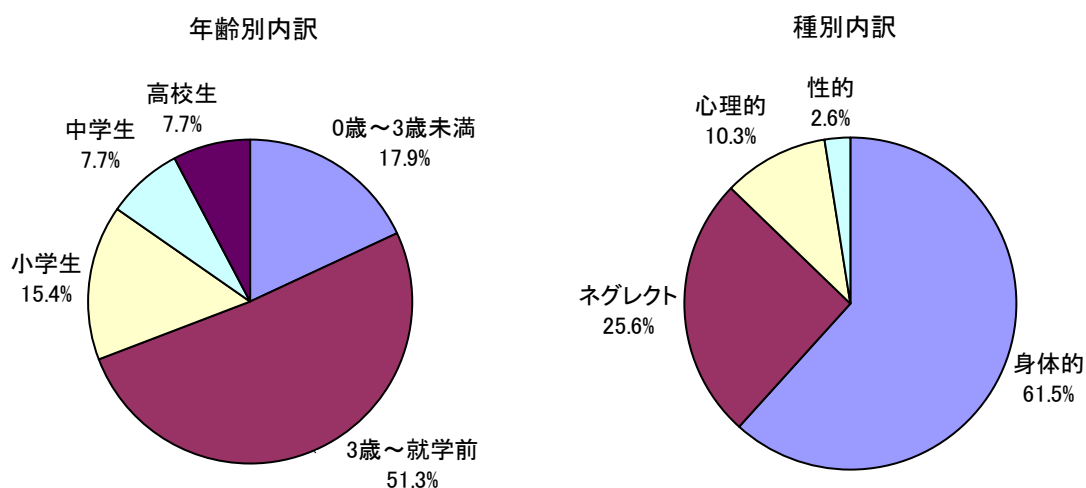


資料：帯広市子育て支援課調べ

虐待の発見は、医療機関からの相談・通報をはじめ、保健師や児童福祉施設などによるものが多くあり、0歳から就学前までが全体の約70%を占めています。

種別内訳としては、身体的虐待の割合が多くなっていますが、心理的虐待や性的虐待は潜在化しやすく発見しにくい傾向にあります。

児童虐待相談・通告(H19)



資料: 帯広市子育て支援課調べ

虐待は、子どもの心や体の健やかな成長を著しく妨げ、生命を脅かし、心の深い傷となって、将来の負の連鎖になりかねない深刻な問題であることから、未然防止、早期発見、初期対応はもとより、虐待を受けた子どもやその家族の自立にいたるまで、関係機関との連携による切れ目のない支援が必要です。

□主な施策の展開方向

(1)子どもの虐待防止の推進

- ・ 児童虐待防止や子ども自身が積極的に権利を表明する啓発活動をすすめます。
- ・ 地域や関係機関の体制強化をはかり、児童虐待の未然防止や早期発見、初期対応など、連携支援をすすめます。

基本目標Ⅱ：安心して生み育てられるしくみをつくる

核家族化の進行や地域社会での子育てを支え合う環境の減少、子どもの育児や教育にかかる精神的・経済的な負担の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

出産を希望する家庭が、理想とする子どもの人数と現実の人数の差を改善するには、妊娠・出産や育児に対する負担を軽減し、喜びとゆとりある子育てができる環境づくりが必要です。

そのため、それぞれの家庭の状況に応じた多様な支援が受けられる環境の充実や新たなしくみづくりなど、次のような取り組みが必要です。

安心して妊娠期を過ごし出産が迎えられ、健康に乳幼児期を過ごすことができるよう、相談や健診、医療費の助成など、妊婦や子どもの健康づくりを支援します。

ボランティアなどと協力して子育てを地域で支え合うしくみづくりや経済的な負担の軽減、多子世帯への支援などに取り組みます。

地域に開かれた子育て支援の拠点として、子育て支援センターや保育所・幼稚園の持つ機能を活用するとともに、家庭の教育力を高めるため、情報の提供や親自らが学習する機会の充実につとめます。

また、子どもたちの食に対する感謝の気持ちを育み、望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。

特別な支援が必要な子どもの早期発見や療育体制をつくり、一人ひとりの状況や家庭環境に応じたきめ細やかな支援に取り組みます。

また、保育所や幼稚園などへの受け入れをすすめ、保育や教育などの機会の確保に努めます。

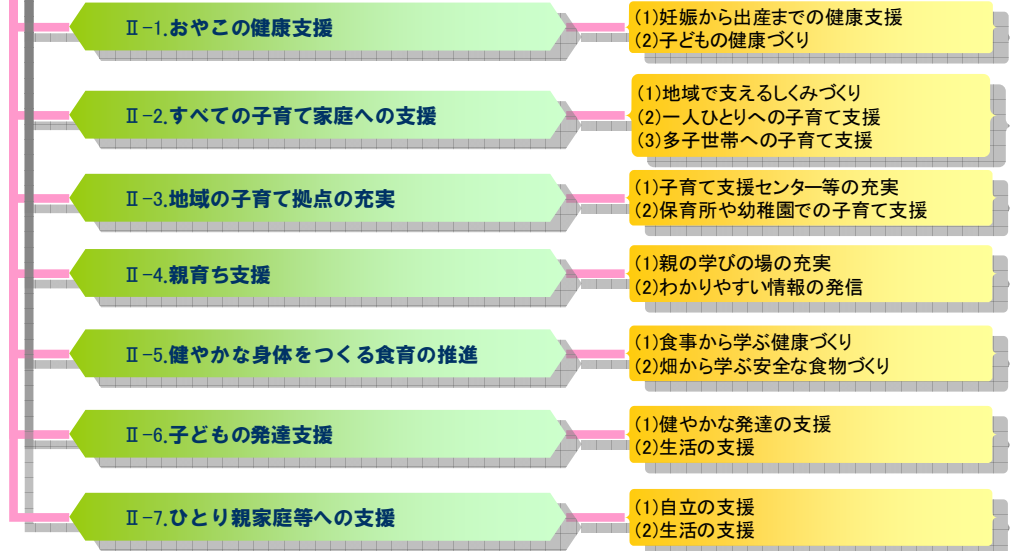
子育てと生計の担い手を一人でこなさなければならないひとり親家庭等の安定した生活を確保するため、就労や資格取得など自立に向けた支援をすすめるとともに経済的な支援などを行います。

基本目標

Ⅱ 安心して生み育てられるしくみをつくる

基本施策

主な施策の展開方向



基本施策Ⅱ-1. およこの健康支援

■現状と課題

生活様式の変化や価値観の多様化などから、少子化がすすむ一方で、子どもが欲しいと望みながらも子どもに恵まれず、様々な不安を抱えながら不妊治療を受ける夫婦が、年々増加しています。

また、妊婦が適切な時期に健診を受け、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産ができるよう経済的支援は必要なものとなっています。

乳幼児や妊産婦の相談は、育児、家族関係、経済的な問題など多岐にわたることから、相談支援体制を充実させていくことが必要です。

1歳6か月児健診、3歳児健診では情緒・精神発達面で課題を抱える子どもが増加しており、それに伴い「育児に自信が持てない」、「苦痛を感じる」など母親の不安も増大しています。

乳幼児健診は子どもの心身の健康の保持増進のほか、保護者の個々の状況把握や相談に対応することなどにより、子どもの虐待の早期発見とその後の支援へつなげる重要な機会にもなっています。

3歳児のむし歯保有率は、平成17年度に32.4%と高い状況から徐々に減少し、平成20年度は25.4%となっており、引き続き、かかりつけ歯科医の推進、歯科健診や保健指導、健康教育が必要です。

全国的に思春期の性感染症・人工妊娠中絶が問題になっており、本市でも同様に深刻な現状にあります。子どもたちに生きることの大切さを伝え、自分自身を守ること、「生」と向き合う機会として、性（生）教育が重要であり、性情報の氾濫や急速な思春期の性意識の変化などに対処するため、広い視点でより正確で新しい情報や教育・指導を実施する必要があります。

□主な施策の展開方向

(1) 妊娠から出産までの健康支援

- ・ 特定不妊治療に要する費用の一部助成を行い、妊娠を希望する夫婦を支援します。
- ・ 妊娠、出産などに関する相談に応じるとともに、必要な指導や助言を行うなどにより、妊娠期から産後まで妊産婦が健康に過ごせるよう母性相談の充実や妊婦健康診査、入院助産などの支援に取り組みます。

(2) 子どもの健康づくり

- ・ 健康診査、相談機能、情報提供の充実や医療費の一部助成を行い、乳幼児等の健康の保持増進をすすめるとともに、予防接種を実施し、感染症の予防をすすめます。
- ・ 子どもの歯の健康を保つため、歯科健診・フッ素塗布や保健指導、かかりつけ歯科医の推進など、歯科保健活動をすすめます。
- ・ 疾病を予防し、身体的・精神的健康を保持増進するため、性に関する健康教育をすすめます。

基本施策Ⅱ-2. すべての子育て家庭への支援

■現状と課題

核家族化がすすみ、かつてのように多世代の同居家族が減少していく中、子育ての知恵の伝承が少なく、母親は、育児不安を抱える中で子育てをする状況にあります。

育児に不安を訴える母親は、家庭内だけでの子育てに専念する主婦に多く見られる傾向にあり、子育てについて周囲の支援も受けられない中、子ども中心の生活になり、孤独感や社会との接点が少なくなることが育児ストレスの要因と分析されています。

母親の育児不安を解消するには、父親はもちろんのこと、できる限り多くの人が子育てに関わり、孤立した子育てにならないように支え見守ることが必要です。

また、子育て家庭を地域で支えるしくみとして、育児の負担感を軽減するリフレッシュなどで気軽に利用できる一時保育やファミリーサポートセンター事業に取り組むとともに、子どもと一緒に楽しめるイベントの開催、サークル活動など、地域ボランティアや市民が主体となった取組みが望まれています。

一人ひとりを支える取組みとして、直接的な経済支援を求める声が多くあり、国レベルでの経済的支援の充実が望まれています。

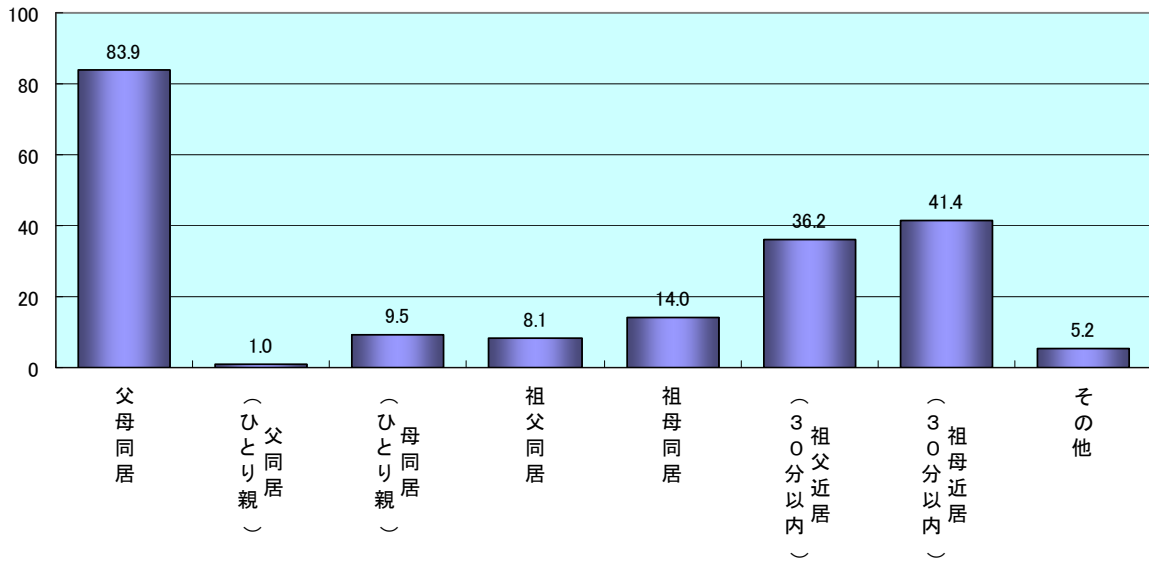
虐待や育児困難、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、経済的困窮など、複雑な問題を持つ家庭に対しての相談のニーズも高まっており、保健師、助産師、保育士による乳児家庭の全戸訪問など、きめ細やかな支援が求められています。

また、いつでもどこでも安心して預けられる場所が確保されていることも、子育て支援の大きな要素となっており、就労の有無にかかわらず誰もが利用できる一時保育や宿泊を伴うショートステイの受入希望の増加に対応していく必要があります。

多子を希望する世帯を支援し、生み育てやすい環境を整えることは重要なことであり、それを支える施策として、保育所・幼稚園の保育料の軽減や子育てに配慮した住宅施策などを行ってきていますが、さらに、相談支援や保育所入所要件の緩和など包括的な支援を充実していく必要があります。

(%)

父母、祖父母の同居・近居(30分以内)の状況



注: 就学前の児童を持つ世帯と小学生児童を持つ世帯の合計(複数回答)
資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

□主な施策の展開方向

(1) 地域で支えるしくみづくり

- ・ 子育て家庭の育児力を高めるため、地域の力の活用をはかり、地域で支えるしくみづくりをすすめます。
- ・ 子育てに関わる市民ボランティアやボランティア団体・企業との協働により、親子で文化に触れる機会を提供します。

(2) 一人ひとりへの子育て支援

- ・ 出産や育児に対し、出産育児一時金や子ども手当を支給し、子育て家庭を支援します。
- ・ 育児不安や悩みを抱える家庭などに対し、相談窓口の設置や家庭訪問などにより、相談対応や育児支援を充実します。
- ・ 発達の遅れなどが疑われる子どもの早期発見と親子への継続した支援をすすめます。
- ・ 子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、一時保育などを充実します。
- ・ 児童・生徒が教育を等しく受けられるよう、生活困窮世帯への支援や経済的理由で就学が困難な学生を支援します。

(3) 多子世帯への子育て支援

- ・ 第2子以降の乳児がいる家庭を訪問し、出産後の母子が健康に安心して過ごすことができるよう、支援をすすめます。
- ・ 保育所の出産後の入所要件などの緩和や多子世帯における保育所・幼稚園の保育料の軽減など、多子世帯の子育てを支援します。
- ・ 子育て家庭向けの利用しやすい面積の広い市営住宅の整備とともに、多子世帯の入居の優遇措置などの配慮を行います。また、子育て家庭向け地域優良賃貸住宅制度の導入・促進に努めます。

基本施策Ⅱ-3. 地域の子育て拠点の充実

■現状と課題

夫婦と1人または2人の子どもからなる子育て家庭が多くなり、かつてのような多世代の同居家族が減少していることから、子育ての知恵の伝承が少なくなっています。

身近な地域での相談や子育て中の親子の交流、地域の人々との交流を通して子育てを支え合える環境づくりが必要であり、子育て支援センターは、地域でその重要な役割を担っています。

保育所や幼稚園は、その専門的な機能や施設を開放し、相談や情報提供を行うとともに、親子の交流の場や保育を観て学ぶ機会を提供しています。

さらに、多くの人気が気軽に利用できるよう、より良い環境を整える必要があります。

□主な施策の展開方向

(1) 子育て支援センター等の充実

- ・ 地域に開かれた身近な子育て支援の拠点として、地域ボランティアと協働で、子育ての相談や子育て中の親子の仲間づくりなど、地域で子育てを支える地域子育て支援センター及びその中核となる子育て支援総合センターの機能を充実します。
- ・ 子育て中の親子が気軽に集まり、育児の悩みや情報を交換することができる場を提供します。

(2) 保育所や幼稚園での子育て支援

- ・ 地域で子育てをしている親子が自由に参加し交流できる場を提供するとともに、子育ての相談、情報の提供など、子育て家庭を支援します。
- ・ 乳幼児期に様々な人とふれあう機会を拡大するため、地域のお年寄りとの交流や小・中・高校生の保育体験など、世代間・異年齢交流をすすめます。

基本施策Ⅱ-4. 親育ち支援

■現状と課題

核家族化がすすむ中、子育て中の母親は育児不安やストレスを抱えることが少なくありません。そのため、育児の方法や考え方を実際に目にし、体験するなどの活動が求められています。

また、夫の育児参加や精神的な支えが得られるよう、妊娠期の過ごし方や育児について両親が学ぶ場を提供し、様々な情報発信をしていくことが望まれています。

また、出産後においても、親自らが子どもの成長過程に沿った学習機会を持つことにより、家庭の育児力を高め、親子がともに成長しあうことが重要です。

□主な施策の展開方向

(1) 親の学びの場の充実

- ・ 子育ての学びの場として子育て支援センターや保育所・幼稚園において地域開放広場の利用促進をはかるとともに、保育や給食体験を通しての学ぶ機会を提供します。
- ・ 妊娠中に初妊婦とその夫が妊娠・出産・育児に関する学習や産後育児に必要な知識を習得する機会を提供します。
- ・ 地域の親子に、子育てに役立つ情報を学べる機会や家庭における教育力を高めるため、学習の場の充実に努めます。
- ・ 子育ての情報を交換し、自主的な活動を行っている子育てサークルへの活動を支援します。

(2) わかりやすい情報の発信

- ・ 子育てに関する市のホームページや各種情報誌については、市民にわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 適時な子育て情報を提供するため、子育てメール通信を充実します。

基本施策Ⅱ-5. 健やかな身体をつくる食育の推進

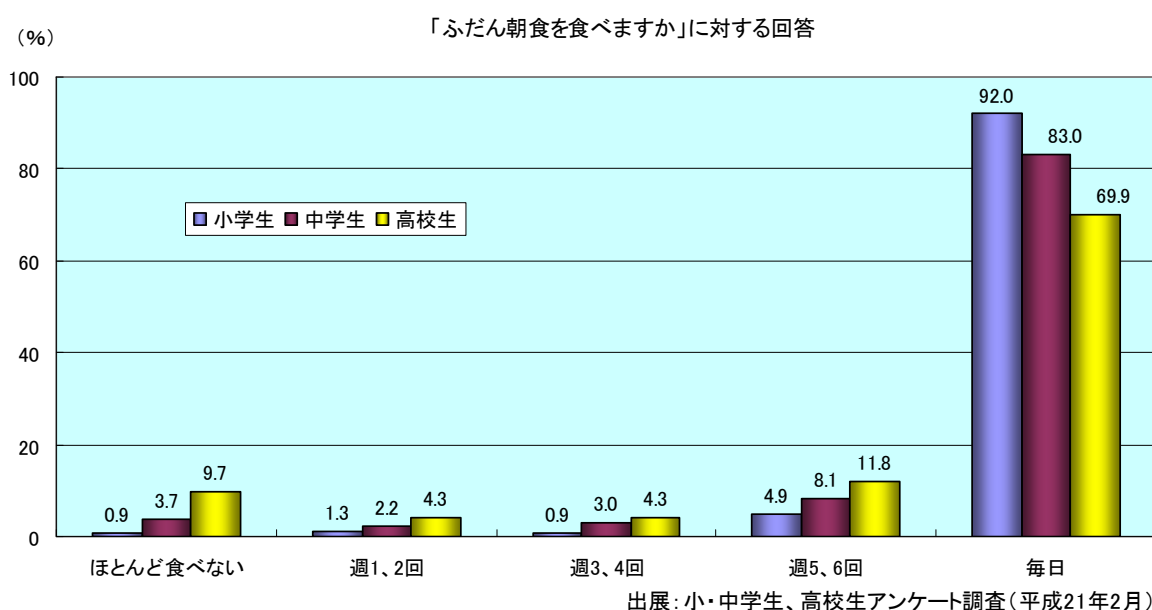
■現状と課題

子どもの成長に応じた望ましい食習慣の定着は、子どもの健康づくりや人間性の形成、家族関係づくりに大変重要であり、健康に生活していくための基本です。

特に初めて育児をする母親にとって、離乳食作りなどは初めての体験であり、不安を伴いますが、具体的な作り方や食べさせ方を学ぶことにより、安心して離乳食を始めることができるようになります。

本市においても栄養相談件数は増加しており、より具体的、専門的な対応が望まれています。

平成20年に実施した小・中学生、高校生のアンケート調査では、「朝ごはんを毎日食べる」と回答した割合が、小学生で92.0%、中学生で83.0%、高校生で69.9%、「週に1~2回」または「ほとんど食べない」と回答した割合が、小学生で2.2%、中学生で5.9%、高校生で14.0%となっており、成長期の大切な時期において好ましいとはいえない状況となっています。



手づくり料理は、親子のきずなを深めることにつながります。

子どもたちが食べることの楽しみやつくる人への感謝の気持ちを持てるよう、家庭での望ましい食習慣を普及することが課題となっています。

□主な施策の展開方向

(1) 食事から学ぶ健康づくり

- ・ 食習慣の改善と健康の保持増進に必要な栄養・運動・休養の三原則の正しい知識の啓発のため、栄養指導、栄養相談、食育講座などに取り組みます。
- ・ 保育所給食への地元食材の積極的な活用をはかるとともに、子ども自らが調理する機会を提供します。また、親子と一緒に保育所給食を体験できる場の提供や、栄養士による学校訪問指導など、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につくよう食育に取り組みます。

(2) 畑から学ぶ安全な食物づくり

- ・ 保育所や幼稚園などでの畑づくりを通して、食への関心を高め、食べ物を大切に作る心を育てる取組みをすすめます。
- ・ 学校内などの畑での農業体験などを通じて、安全な食物づくりへの理解を深める取組みをすすめます。

基本施策Ⅱ-6. 子どもの発達支援

■現状と課題

近年、発達に問題をかかえる子どもや療育に困難をかかえる保護者が増加しており、適切な支援や療育につなげる取組みの強化が求められています。

国の子どもの発達支援の施策には、「できるだけ子ども、家族にとって身近な地域における支援」、「子どもの将来の自立に向けた発達支援」、「家族を含めたトータルな支援」、「子どものライフステージに応じた一貫した支援」の4つの基本的視点が示されています。

本市では、「できるだけ子ども、家族にとって身近な地域における支援」として、乳幼児健診などでの相談や親子教室、保育所・幼稚園・子育て支援センターなどで、子どもや保護者によりそい、育児支援や発達支援をすすめています。

「子どもの将来の自立に向けた発達支援」では、乳幼児期の発達段階に応じた療育機関につなげ、子どもの発達支援とともに家族支援をすすめています。

また、保育所、幼稚園などや小中学校においては、特別な支援を必要とする子どもの状況に応じた保育や教育をすすめています。

「家族を含めたトータルな支援」では、子どもだけでなく家族に対して、日常生活支援をすすめています。

今後は、「子どものライフステージに応じた一貫した支援」をすすめるため、発達支援の調整機能を充実し、関係機関との連携をより一層すすめる必要があります。

□主な施策の展開方向

(1) 健やかな発達の支援

- ・ 早期発見、早期療育の視点に立ち乳幼児期からの相談体制の充実をはかり、一人ひとりの発達に応じた支援と療育をすすめます。また、子どもライフステージに応じた一貫した支援システムの構築に努め、発達支援の調整機能を充実し、関係機関との連携をすすめます。
- ・ 保育所や幼稚園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもの受け入れをすすめます。また、学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもに対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育をすすめるとともに、特別支援学校高等部などへの就学を支援します。
- ・ 関係機関への巡回相談、関係職員研修の充実や障害への理解をすすめる啓発活動に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの体力維持や増強、情操の安定やリハビリに有効なスポーツや動物の触れ合いなどの体験活動を通し、社会生活の適応性を高め、社会参加の向上をはかります。

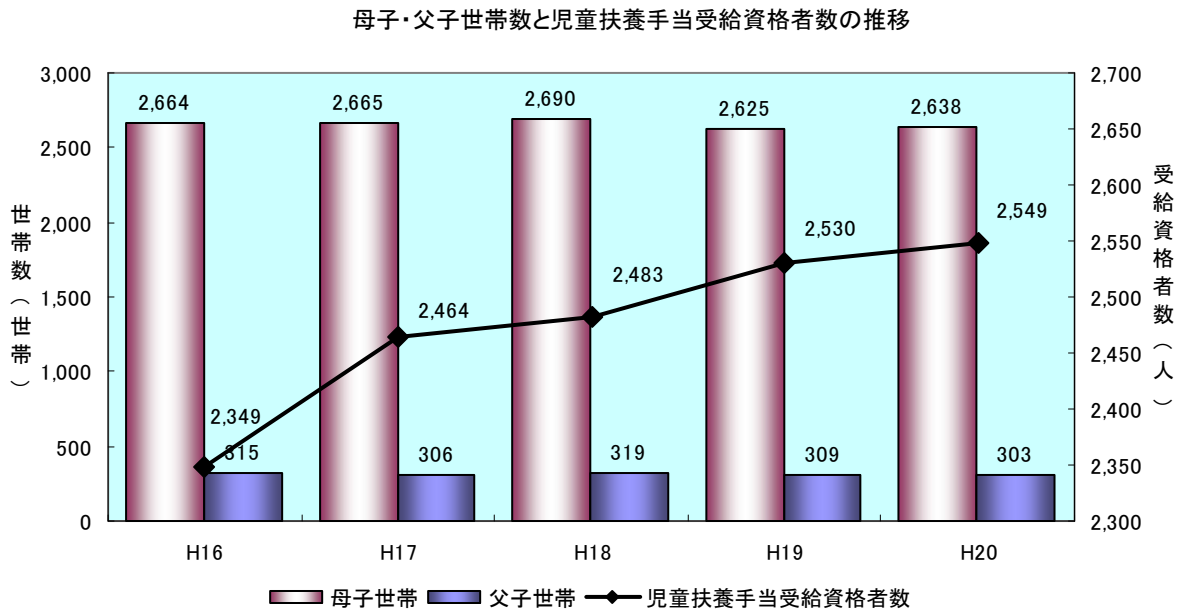
(2) 生活の支援

- ・ 子どもの障害の程度に応じて手当の支給を行い、子育て家庭を支援します。
- ・ 子どもの障害の程度、家族の就労状況などに応じて、身の回りの世話や預かりなどのサービスを提供します。

基本施策Ⅱ-7. ひとり親家庭等への支援

■現状と課題

本市のひとり親家庭の世帯数は、おおむね横ばいとなっていますが、児童扶養手当の受給資格者数は年々増加しています。



ひとり親の多くは、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担わなければなりません。近年の経済情勢の変化や非正規雇用の増加などにより、一層厳しい環境に置かれ、子どもの育児や日常生活などにおいて、様々な困難を抱えています。

そのため、ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送るため、就業や経済的支援、さらには、日常生活支援や相談業務の充実など、幅広い施策が必要となっています。

□主な施策の展開方向

(1) 自立の支援

- ・ 北海道が設置をすすめている母子家庭等就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、技能習得、情報提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供します。
- ・ 関係機関と連携して就職情報などを提供し、ひとり親家庭の自立支援をすすめます。
- ・ 母子家庭の母親の自立に向けての各種資格や技能の取得を促進します。

(2) 生活の支援

- ・ 児童扶養手当の支給や医療費の一部助成を行い、ひとり親家庭等の子育てを支援します。
- ・ ひとり親家庭の日常生活や養育費などに関する専門的な相談を行うとともに、各種制度の周知をはかります。
- ・ 技能習得のための通学や就職活動、通院などにより、一時的に生活援助が必要なひとり親家庭等を支援します。

基本目標Ⅲ：子どもの成長や子育てと仕事の両立を支援する

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験を積み重ねることによって、豊かな感性や好奇心、探究心や思考力が養われます。

保育所や幼稚園は、乳幼児期に社会生活に必要な人間関係や集団でのルールに触れる最初の場として、大変重要な意味を持っており、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた適切な支援が望まれています。

子育て家庭の就労、家事や介護など、子育てと仕事を両立するため、それぞれの家庭の状況に応じた保育サービスが選択できる環境が求められており、保育所や幼稚園、児童保育センターなどへの期待はますます大きなものとなっています。

そのため、保護者が安心して働くことができるよう、多様な保育サービスの提供や保育、教育の質の向上に取り組めます。

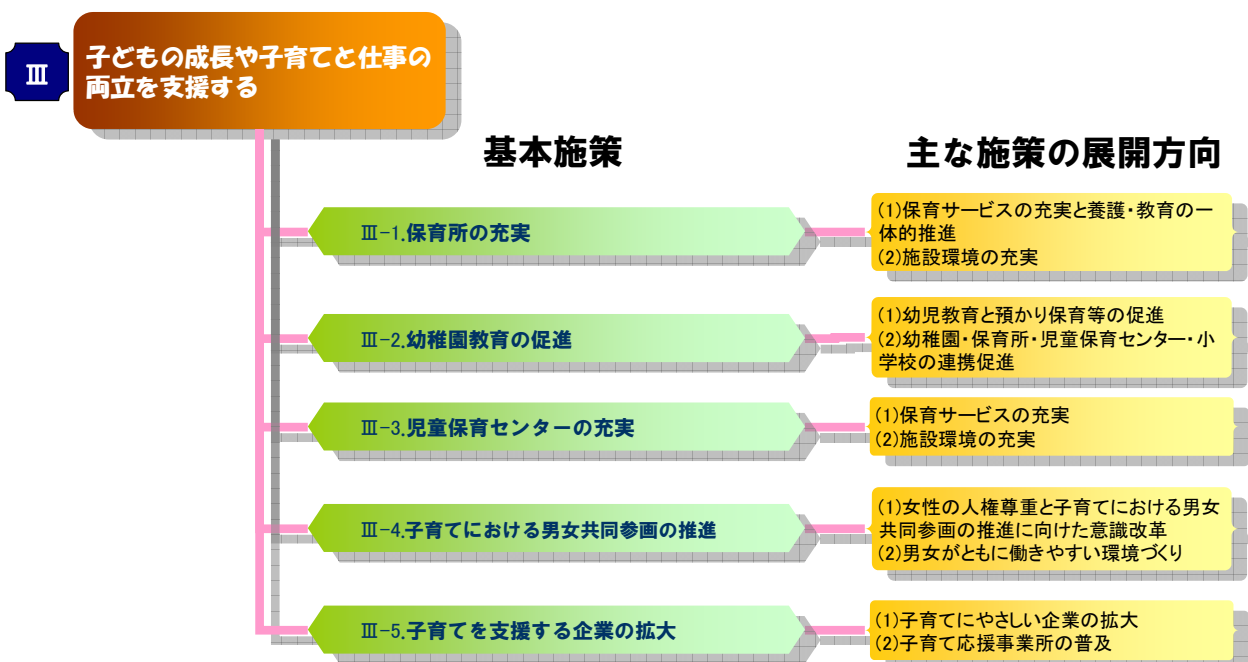
女性の社会参加などがすすみ、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど人々の生き方が多様化している一方で、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担の意識が残っています。

従来の男女の役割分担にとらわれることなく、多様な形態を認め合う子育てにおける男女共同参画の推進に努めます。

子育てと仕事の両立には、安心して子どもを預けられる環境とともに、就労先である企業・職場の環境が大きく影響しています。

子育てを応援する企業の拡大や育児休業制度などが利用しやすい職場環境の普及促進に向けた情報提供、意識啓発に努めます。

基本目標



基本施策Ⅲ-1. 保育所の充実

■現状と課題

今後、0歳から5歳の子どもの人数は減少傾向となりますが、潜在的ニーズを含め保育所に入所を希望する割合は増える見込みであり、入所児童数は、おおむね横ばいで推移するものと予測しています。

しかし、近年、低年齢児（0～2歳児）の入所割合が多くなっており、その傾向は今後も続くものと考えられ、計画的な受入枠の拡大が必要となっています。

保護者の働き方の多様化により、延長保育や休日保育、病児・病後児保育といった特別保育のニーズが増加しています。

また、一時的な就労や保護者の疾病、育児疲れなどに対応する一時保育のニーズも急増しており、その充実が望まれています。

保育所の施設整備については、今後の児童数の推移などの状況を見ながら、計画的に改築や改修などをすすめる必要があります。

また、保育所における養護と教育の一体的推進や地域のすべての子育て家庭への支援、保育の質の向上などが望まれています。

□主な施策の展開方向

(1) 保育サービスの充実と養護・教育の一体的推進

- ・ 入所希望に対応した低年齢児の受入枠の確保や低所得者層、多子世帯などの保育料の軽減に努めます。
- ・ 延長保育、休日保育、一時保育など、市民生活の多様化に対応した保育サービスを充実します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの受入体制を充実し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育を行います。
- ・ 養護と教育が一体的に実施される保育所の特性を生かしながら、発達段階に応じた養護と教育の取組みをすすめます。
- ・ 保育士などの研修機会を充実し、保育の質の向上に努めるとともに、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼稚園、児童保育センター、小学校との連携をすすめます。

(2) 施設環境の充実

- ・ 新たな住宅地の造成への対応や老朽化した施設の改築をすすめるとともに、改修や修繕により施設環境の整備をすすめます。

基本施策Ⅲ-2. 幼稚園教育の促進

■現状と課題

子育て家庭の生活様式や意識の変化などにより、預かり保育や特別な支援を必要とする子どもの受け入れなど、新たなニーズへの対応、その施設や機能を活用した地域における幼児期の教育のセンターとしての役割が望まれています。

また、保育所や児童保育センター、小学校との連携をすすめ、子どもたちが不安なく小学校にすすむことができる環境を整える必要があります。

□主な施策の展開方向

(1) 幼児教育と預かり保育等の促進

- ・ 保育料を軽減し、幼児期の教育機会の拡大をはかります。
- ・ 預かり保育や特別な支援を必要とする子どもの受け入れなど、新たな市民ニーズに対応した特色ある幼稚園教育や教諭などの資質向上をはかる取組みなどを支援します。

(2) 幼稚園・保育所・児童保育センター・小学校の連携促進

- ・ 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所、児童保育センター、小学校との連携をすすめます。

基本施策Ⅲ-3. 児童保育センターの充実

■現状と課題

児童保育センターは、各小学校区を単位としていることや保護者の就労の変動などから、それぞれの入所児童数を予測することは困難ですが、今後の施設整備にあたっては、児童数の推移を見ながら、平成 19 年に国が放課後児童クラブとして望ましい運営内容の方向性を示した放課後児童クラブガイドラインを参考に、小学校の余裕教室などの活用やその他の公共施設、民間施設を利用し、多人数化の解消などに取り組んでいく必要があります。

また、新たな市街地への対応や併設している公共施設の改築計画との整合性、老朽化した施設の維持管理など、様々な対応が必要となっています。

□主な施策の展開方向

(1) 保育サービスの充実

- ・ 入所希望に対応した受入枠の確保をすすめるとともに、延長保育、休日保育、一時保育など、保護者の働き方の多様化に対応した保育サービスに取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもの受入体制を充実し、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育を行います。
- ・ 指導員などの研修機会を充実し、保育の質の向上に努めるとともに、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、小学校との連携をすすめます。

(2) 施設環境の充実

- ・ 多人数化の解消や待機児童が発生しないよう、必要に応じて、施設整備をすすめます。また、新たな住宅地の造成や公共施設の再整備にあわせ、施設の改築をすすめます。

基本施策Ⅲ-4. 子育てにおける男女共同参画の推進

■現状と課題

女性の社会参加などがすすみ、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど、生き方が多様化している一方で、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担の意識が今も残っているのが現状です。

男女が対等なパートナーとして認識することが大切であり、そのためには、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習機会や教育の充実に努め、父親の育児や家事への参加など、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消が必要です。

また、男女が職場において対等なパートナーとして働くことは、子育てにおける男女共同参画社会を形成する上で重要な課題です。

男女がそれぞれの特性を活かしながら個人の能力を十分に発揮し働くことができる環境づくりをすすめるとともに、働き方の見直しや柔軟な就労形態など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組みをすすめることが必要です。

また、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）が顕在化し、子どもへの心理的な影響が懸念されるなど社会問題となっており、予防と根絶に向けた取組みが求められています。

□主な施策の展開方向

(1) 女性の人権尊重と子育てにおける男女共同参画の推進に向けた意識改革

- ・ 家庭・地域・学校などにおいて、男女平等の視点に立った教育をすすめます。
- ・ 固定的な性別役割分担の意識を是正するため、広報・啓発活動や実態把握をすすめます。
- ・ 女性への暴力問題が顕在化しており、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害を根絶する意識啓発や被害者の人権に配慮した相談体制を充実します。

(2) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ・ 男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に努めます。
- ・ 妊婦とその夫を対象に、妊娠中の健康管理や出産、育児に対する正しい知識の普及や父親の育児参加を促進します。

基本施策Ⅲ-5. 子育てを支援する企業の拡大

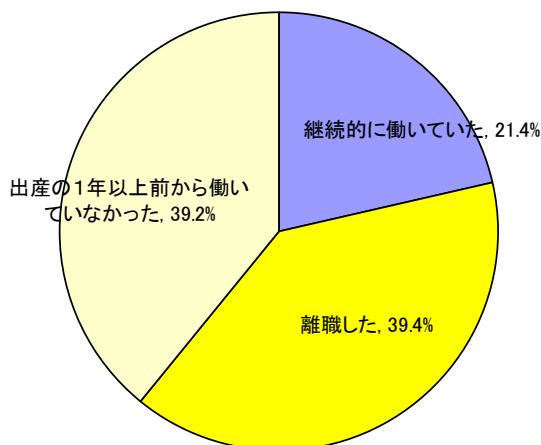
■現状と課題

男女がともに個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくりながら子育てを行うためには、長時間労働の見直しや育児休業の取得など、個々の企業の職場環境の改善が必要です。

子どもや子育てに関するアンケート調査では、出産を機に離職した母親は 39.4% となっており、そのうち、「職場で働きやすい環境が整っていれば継続して就労」が 78 人、「保育サービスと職場の環境がどちらも整っていれば継続して就労」が 74 人となり、職場の環境を理由に離職した母親の合計は 152 人、離職した全体の 38.8% となっています。

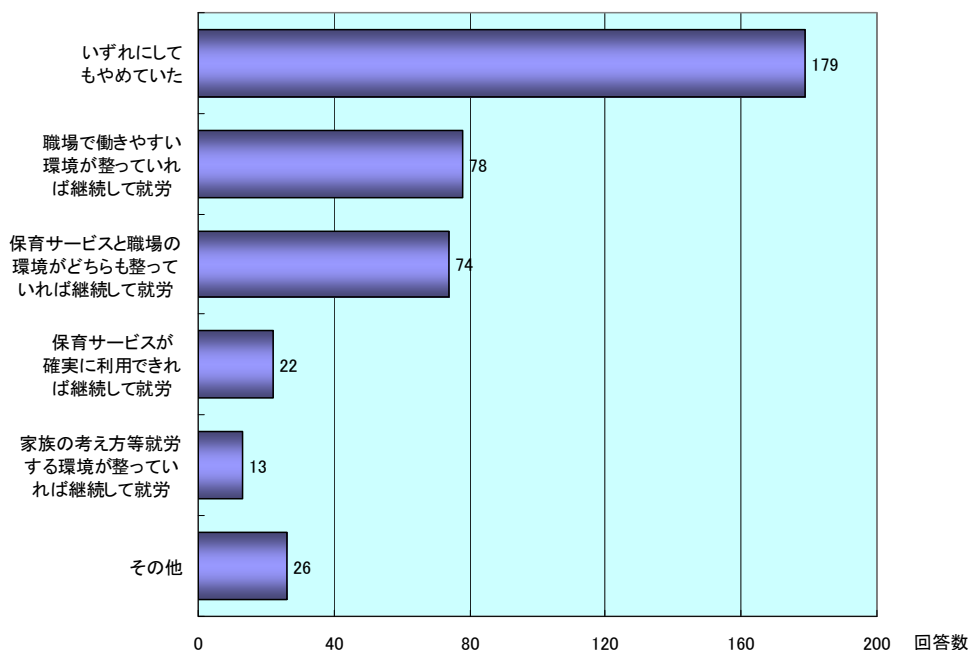
一部企業の先進的な取組みに依存するのではなく、市全体への広がりが望まれています。

「お子さんの出産前後に離職しました」に対する回答



資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

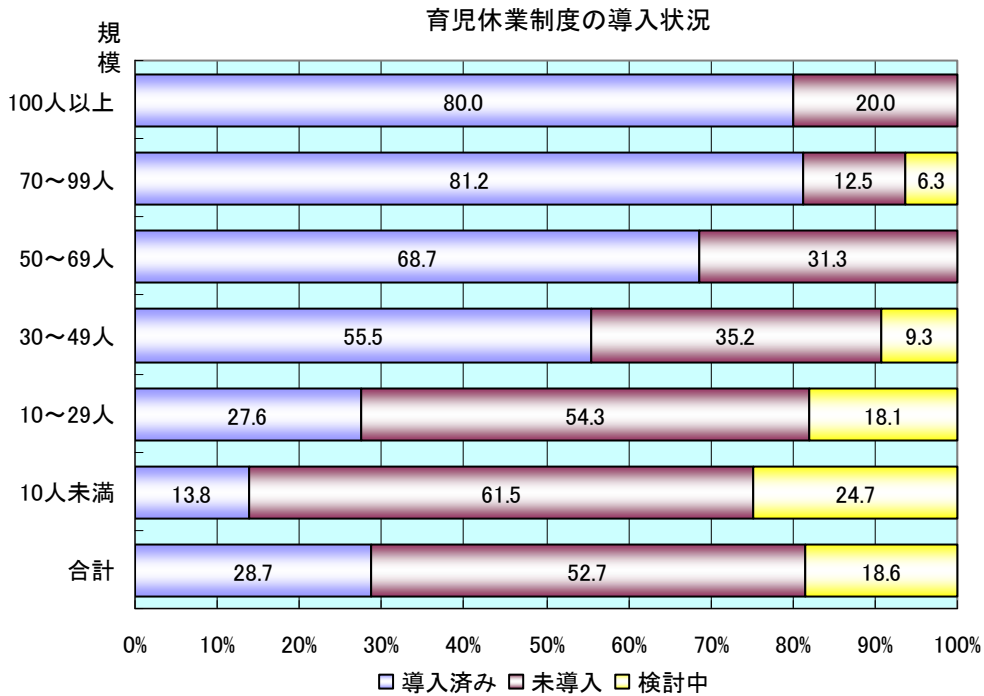
「離職しなくても良い環境が整っていれば就労を継続しましたか」に対する回答



資料: 帯広市「子どもや子育てに関するアンケート調査」平成21年2月

本市の事業所を対象に行っている事業所雇用実態調査によると、育児休業制度を就業規則などに明記している割合は、全体の28.7%にとどまり、大部分を占める30人未満の事業所で制度導入がすすんでいない結果となっています。

育児休業制度は、法定休暇であることから早期の制度導入が望まれています。



資料：帯広市「平成20年度事業所雇用実態調査」

また、本市では、従業員や市民向けに育児応援のための取組みを実施することを宣言した事業所を登録する子育て応援事業所制度をすすめています。

平成20年度末で112事業所が登録していますが、さらに多くの事業所の参加登録が望まれます。

□ 主な施策の展開方向

(1) 子育てにやさしい企業の拡大

- ・ 子育てと仕事の両立を支援する育児休業制度の普及促進と次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定を促進します。また、全国の先進的な事例を紹介するとともに各種助成金などの情報を提供します。
- ・ 企業や市民、関係機関などと連携し、社会全体で子育て家庭を支える広域的な取組みを促進します。

(2) 子育て応援事業所の普及

- ・ 子育て応援事業所の拡大に努めるとともに、他の模範になる先進的な取組みを表彰し、広く市民に紹介します。
- ・ 子育て応援事業所の従業員の育児休業制度の利用促進と周知に努めます。
- ・ 子育て応援事業所に対して、本市の業務に関連する工事発注などに配慮します。

基本目標Ⅳ：未来をきり拓く人を育てる

帯広市は、昭和 35 年 11 月に、「人権の尊重と市民自治の確立」を青少年健全育成の基本的なよりどころとして、三つの原則「まちづくりの一環として青少年を育成する」、「すべての青少年を対象とする」、「まちぐるみ・市民ぐるみの運動にする」と、六つの機能、「家庭」、「学校」、「地域社会」、「職場」、「関係行政機関」、「青少年自身とその仲間」を設定し、あらゆる機会・分野を通して、市民ぐるみの運動として青少年健全育成の施策をすすめてきています。

未来をきり拓く青少年の健やかな成長は変わらぬテーマであり、「三原則六機能」による市民ぐるみの運動を継承し、関係行政機関はもとより、家庭・地域・学校が連携して、すべての青少年が健やかな成長を育む環境づくりをすすめます。

安心して遊び、学び、体験できる小学生の子どもの居場所づくり事業の拡充をすすめるとともに、さまざまな体験活動機会の充実や文化・スポーツ活動、国際交流を推進します。

また、青少年が社会の一員としての自覚を持ち、社会的な役割を担うことができるよう、ボランティア活動の支援をするほか、ジュニアリーダーの養成や自主活動を奨励するなど、青少年の社会参加を支援します。

キャリア教育や郷土体験学習など学校における青少年の育成活動、青少年育成団体などへの支援と指導者の育成、家庭・地域・学校などが連携する地域ボランティアのネットワーク化など地域の育成活動を推進します。

さらに、青少年の非行防止対策と青少年が犯罪に巻き込まれないための取組みをすすめるとともに、ニートやひきこもりなどの問題を抱える青少年の支援体制の構築について検討をすすめます。

児童会館においては、宿泊学習、各種体験や科学活動などを推進するとともに、ものづくりを体験する機会や子育て支援機能の充実をはかります。

また、施設の安全性を高めるための整備を行います。

基本目標

IV 未来をきり拓く人を育てる

基本施策

主な施策の展開方向

IV-1. 子どもの居場所づくりの推進

- (1) 子どもの居場所づくりの拡充
- (2) 実施団体の活動支援

IV-2. 青少年の体験活動機会等の充実

- (1) 体験活動機会の充実
- (2) 児童会館機能の充実
- (3) 文化・スポーツ活動の推進
- (4) 国際交流の推進

IV-3. 青少年の社会参加支援

- (1) 社会参加活動の支援
- (2) ジュニアリーダーの養成
- (3) 自主活動の奨励

IV-4. 青少年の成長を促す育成活動の推進

- (1) 学校における育成活動の推進
- (2) 地域における育成活動の推進

IV-5. 青少年の非行防止対策の推進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 社会環境の浄化
- (3) 街頭巡回指導等の推進

基本施策Ⅳ-1. 子どもの居場所づくりの推進

■現状と課題

近年、相次いで子どもが犠牲になる犯罪や凶悪事件が発生するなど、子どもを取り巻く環境が悪化しており、子どもが放課後などを安全に安心して過ごすことができる拠点の整備が望まれています。

また、地域における住民の意識が変化し、地域で子どもを育てるという意識が希薄化し、きずなが弱体化するとともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。

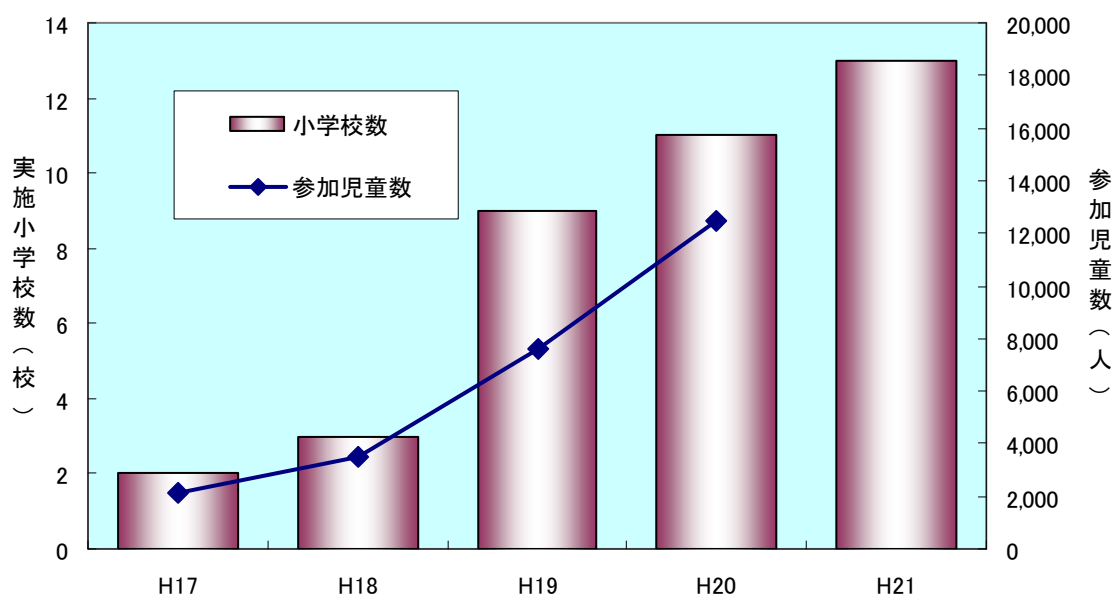
次代の社会を担う子どもたちが心身ともに健康に成長するためには、家庭や地域、学校、関係機関などが連携して子どもの育成をはかることが必要であり、現在、全国各地において、地域の人々の協力を得て、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちとともに文化・スポーツ活動や地域住民との交流などがすすめられています。

本市においても、子どもたちが放課後などに安心して、安全に過ごせる居場所づくりが必要であると考え、異なる年齢層の友達と遊びや、地域の人との交流を通じ、人との関わりや社会のルールについて学び、コミュニケーション能力を養うことができる「子どもの居場所づくり事業」に取り組んでいます。

平成 21 年度における地域ボランティアなどによる子どもの居場所づくり事業の実施は、26 小学校中 13 小学校となっており、全小学校での早期実施が望まれています。

また、子どもの居場所づくり事業を安定的に継続するためには、それを支える人材の発掘や資質の向上など、実施団体の活動を支援する必要があります。

子どもの居場所づくり事業実施状況



資料: 帯広市青少年課調べ

□主な施策の展開方向

(1)子どもの居場所づくりの拡充

- ・ すべての小学校において、地域ボランティアなどの企画・運営による子どもの居場所づくり事業をすすめるとともに、学校内に併設されている児童保育センターとの連携による事業をすすめます。
- ・ 小中学校の放課後などにおける、文化・スポーツ活動などによる子どもの居場所づくりを推進します。
- ・ 中学生、高校生などが参加できる居場所づくりの検討をすすめます。

(2)実施団体の活動支援

- ・ 子どもの居場所づくり事業を円滑に実施するための体制を充実するとともに、事業実施団体の活動を支援します。
- ・ 地域ボランティアスタッフの発掘や養成、団体の育成に努めるとともに、ネットワーク化をはかります。

基本施策Ⅳ-2. 青少年の体験活動機会等の充実

■現状と課題

青少年は、社会生活の中で、様々な経験を積み、また、様々な価値観を持った人々と接しながら成長していきます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭、学校、地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって青少年の体験活動の機会を充実することが大切です。

しかし、本市においても少子化の進行や核家族化などによる生活体験の不足や、地域の人たちの連帯感や地域活動の停滞もあり、青少年が様々な体験活動を行うことが少なくなっています。

青少年が自ら学び、自ら考え、自ら行動する力や、豊かな人間性、たくましく生きる力を育むための体験活動機会の充実や文化・スポーツの振興、国際交流活動の推進など、青少年育成団体や関係機関と連携した取組みをすすめることが必要です。

児童会館においては、青少年が科学への興味や知識を深め、豊かな感性と創造力を育む体験活動や子育て支援などの機能の充実が求められています。

また、安全性を高めるための施設整備や改築に向けた検討が必要となっています。

□主な施策の展開方向

(1) 体験活動機会の充実

- ・ 青少年育成団体や関係機関との連携により、青少年の体験活動の機会を充実します。
- ・ 体験活動施設や社会教育施設を活用し、青少年の自然学習や郷土学習などの体験活動機会や親子でふれあう機会を充実します。
- ・ 未来の親となる中高生を対象に、命の大切さや子育ての楽しさを学ぶための学習機会や育児体験機会を提供します。
- ・ 青少年のキャリア教育やものづくり体験学習、姉妹都市への派遣交流など、社会性を身につけるための体験機会の提供やコミュニケーション能力の養成に取り組めます。

(2) 児童会館機能の充実

- ・ 児童会館を活用し、青少年の科学への興味や知識を深めるとともに観察力を養い、創造力を育む取組みをすすめます。
- ・ 青少年の文化活動や親子のふれあう機会の充実をはかります。
- ・ 青少年の豊かな感性や創造力を育てる自主的な活動を支援します。
- ・ 親子で文化に触れる機会や子育て中の親子が、気軽に集まることができる場を提供します。
- ・ 児童会館の耐震化などの施設整備を行うとともに、改築に向けた検討をすすめます。

(3) 文化・スポーツ活動の推進

- ・ 青少年の芸術・文化への関心を高め、豊かな感性や創造力などを育むため、情報提供の充実や活動成果の発表機会、良質な芸術・文化にふれる鑑賞機会を提供します。
- ・ 小中学校の放課後などに、小中学校の体育館や特別教室などを開放し、地域において青少年が文化・スポーツをする機会を提供します。
- ・ スケートをはじめとする北国の地域に根ざしたスポーツを通じて心身の健全な育成をはかるとともに、関係団体と連携し、青少年の基礎的体力の向上や、仲間同士や親子、障害のある子どもなど、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる機会や場所を提供します。
- ・ 青少年が楽しく夢を持ってスポーツに取り組むことができるよう、指導者を育成するとともに、指導力の向上をはかります。

(4) 国際交流の推進

- ・ 国際交流施設を活用し、青少年の国際交流活動をすすめるとともに、国際的視野の拡大や国際理解の促進をはかります。
- ・ 国際感覚やコミュニケーション能力の向上をはかるため、国際交流員による学校訪問の充実など、国際理解教育や交流事業をすすめます。

基本施策Ⅳ-3. 青少年の社会参加支援

■現状と課題

不登校、ニートやひきこもりなど自立に支援を必要とする青少年が増加する中、青少年の社会的な自立を促すためには、青少年が様々な交流や体験を通して、自立に必要な知識、技能、生活習慣などを身につけ、社会の一員としての自覚と責任感を養うことが必要です。

また、ジュニアリーダーの養成や青少年の意見を発表する場の提供など、青少年の自立や社会参加を促す取組みも必要です。

小・中学生、高校生のアンケート調査では、積極的に地域行事や文化・スポーツ活動に参加したいという希望が多く、地域子ども会やスポーツ少年団など青少年の自主的な活動を充実する必要があります。

□主な施策の展開方向

(1) 社会参加活動の支援

- ・ 青少年の積極的な社会参加を促進するため、青少年が発言する機会を提供します。
- ・ 環境美化運動、リサイクル活動、募金活動など、青少年のボランティア活動を推進します。
- ・ 子どもたちが、自ら平和について考える機会を提供します。

(2) ジュニアリーダーの養成

- ・ 青少年育成団体などと連携し、体験活動や宿泊研修などにより、積極的に青少年のリーダー養成に努めます。

(3) 自主活動の奨励

- ・ 社会参加のきっかけとなる青年団体や青少年団体の自主的な活動を奨励します。

基本施策Ⅳ-4. 青少年の成長を促す育成活動の推進

■現状と課題

青少年を取り巻く環境の変化や青少年自身の変化に対応した地域社会の構築をはかるためには、学校と地域の連携を深めながら、青少年の社会参加を促進する各種行事や祭り、職業体験、ものづくり、歴史・文化の学習機会などを増やすとともに、家庭、学校、地域、関係団体、企業、行政機関の有機的な連携が課題となっています。

青少年の健やかな成長を促す様々な体験活動の充実や主体的な地域への参画をはかるため、地域の人材を活用した学校における育成活動の取組みをすすめるとともに、青少年育成団体への育成支援と指導者の育成、地域ボランティアのネットワーク化など地域における育成活動を推進する必要があります。

□主な施策の展開方向

(1) 学校における育成活動の推進

- ・ 地域の企業や経済団体との連携をはかりながら、キャリア教育などの推進や青少年の自立につながる就労支援を行います。
- ・ ふるさとへの理解や愛着を深め、心豊かでたくましい人間性を育むため、ふるさとの魅力や課題などについて学ぶ機会を提供します。
- ・ 関係機関などと連携し、インターネットや携帯電話を通じた犯罪やトラブルから青少年を守るため情報モラル教育をすすめます。

(2) 地域における育成活動の推進

- ・ 青少年育成者団体を支援するとともに、地域子ども会の育成をはかります。
- ・ 青少年の育成に関わるボランティアの育成などに努めるとともに、家庭・地域・学校との連携によるボランティアのネットワーク化をはかります。また、学校、保護者が連携して青少年の健全育成を推進するため、教育関係団体を支援します。
- ・ ニートやひきこもりなど、問題を抱える青少年の育成を支援するネットワークづくりの検討をすすめます。

基本施策Ⅳ-5. 青少年の非行防止対策の推進

■現状と課題

青少年の非行には、多くの場合、その前兆があると言われており、その未然防止には問題行動を早期に発見し対応することが大切です。

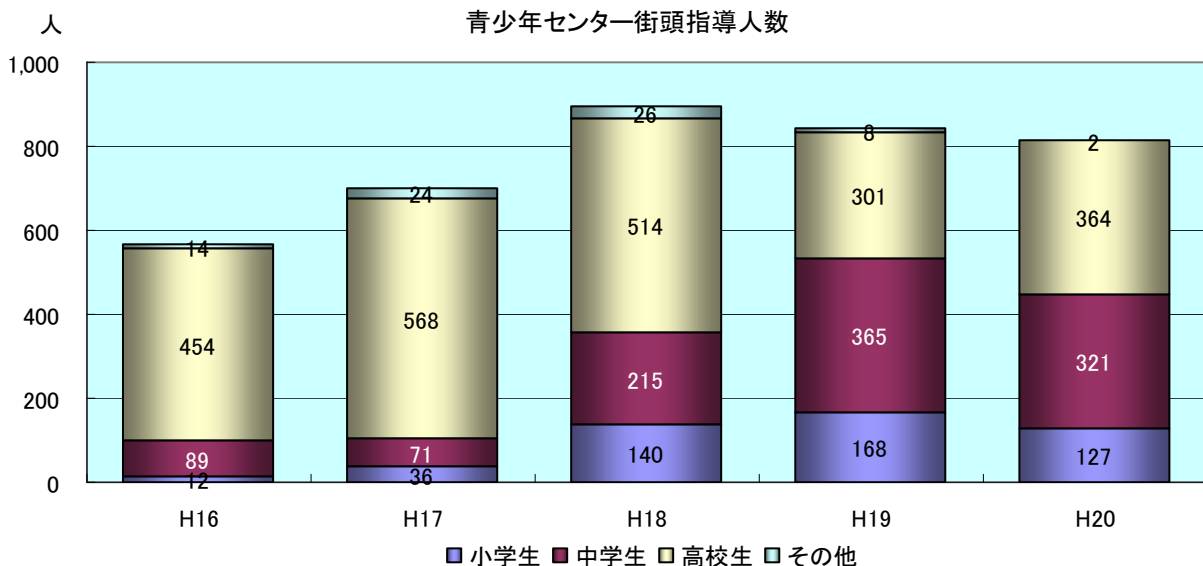
現在の青少年は、自由時間の大半を自分の家や友達の家で室内遊びをしたり、一人で過ごしたりするなど、集団で外に出て活動することが少なくなり、問題行動の発見が難しくなっています。

青少年センターの街頭指導では、非行防止のほか、通学交通マナー指導、校則指導などを実施しています。

街頭指導人数は、平成18年をピークに減少傾向にあります。低年齢化の傾向が見られます。

一方、インターネットや携帯電話などの情報メディアの普及により、それらを利用した出会い系サイトや書き込み掲示板などを通じて、いじめや中傷などのトラブル、非行や性犯罪に巻き込まれるなどの例も増加し、薬物乱用問題を含め憂慮すべき状況となっています。

このように、青少年の非行の未然防止対策をすすめるためには、家庭、地域、関係機関が連携し、問題行動の早期発見や啓発活動などの取組みをすすめる必要があります。



資料：帯広市青少年課調べ

□主な施策の展開方向

(1) 啓発活動の推進

- ・ ネット非行、少年犯罪、人権侵害、大麻などの薬物乱用など、青少年の被害を未然に防止するため、関係機関と連携した啓発活動をすすめます。
- ・ 地域の防犯組織や地域指導協力員と連携し、街頭巡回指導や広報誌の発行など、非行防止の啓発活動をすすめます。

(2) 社会環境の浄化活動の推進

- ・ 青少年に影響を与える有害環境を浄化するため、地域住民と一体となった取り組みをすすめます。
- ・ 関係機関などと連携し、書店、レンタルビデオ店、カラオケボックスなどへの立入り調査を実施するなど、社会環境の浄化活動をすすめます。

(3) 街頭巡回指導等の推進

- ・ 青少年の不良行為や問題行動の早期発見、非行の未然防止をはかるため、関係機関や地域住民などと連携した街頭巡回指導をすすめます。
- ・ 広域化する非行に対応するため、高校生の通学列車などの乗車マナーの指導や管内の高等学校との情報交換をはかり、非行防止活動をすすめます。

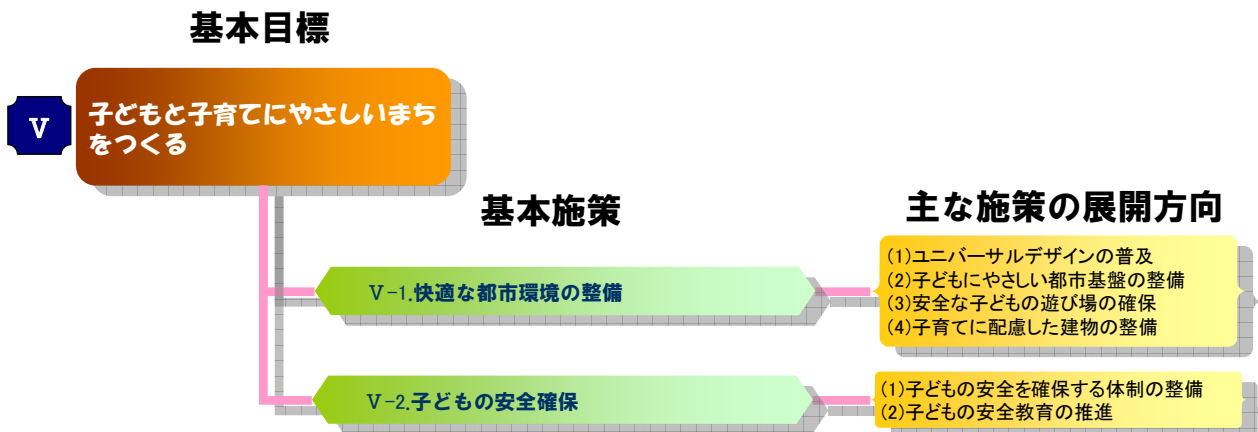
基本目標V：子どもと子育てにやさしいまちをつくる

本市では、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめており、今後もすべての人に優しいまちづくりをすすめるとともに、心のユニバーサルデザインの普及に努めます。

交通安全や防犯に配慮した歩行空間の確保や安全に遊ぶことができる身近な公園などの整備、子育て家庭が使いやすい建物の普及など安心して子育てができる住環境の整備に取り組みます。

子どもを取り巻く環境には、危険なことが数多くあり、見守る活動をすすめるとともに自ら身を守るための知識や方法を学ぶことが必要です。

防火や防災意識の高揚、交通安全教育や犯罪に巻き込まれないための心得など、発達段階に応じた子どもの安全教育を推進します。



基本施策V-1. 快適な都市環境の整備

■現状と課題

本市では、ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組み、道路や公園、公共施設の整備のほか、ユニバーサルデザインを取り入れた一般住宅の普及も推進してきています。

今後も、ユニバーサルデザインによるまちづくりが、市内全体に広がるよう取り組んでいく必要があります。

また、ユニバーサルデザインはだれもが使いやすい社会の実現を目指すのですが、すべての人に対応することは難しく、思いやりと支え合いによる心のユニバーサルデザインの普及も重要になっています。

子どもや子育て家庭にとって、安心して暮らせる住環境であることは、重要なことであり、交通事故や犯罪などの起こりにくい環境の整備や子どもが安心して遊ぶことができる身近な公園の確保、子育てに配慮した住宅の整備などが望まれています。

□主な施策の展開方向

(1)ユニバーサルデザインの普及

- ・ 市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組みます。
- ・ ベビーベッドや授乳室のある店舗など、子どもや子育て家庭が使いやすい施設の情報を提供します。

(2)子どもにやさしい都市基盤の整備

- ・ 安全な歩行空間を確保するため、幹線道路や生活道路などの歩道や歩行者、自転車が利用しやすい自転車・歩行者専用道の整備をすすめます。
- ・ 学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機など交通安全施設の整備を促進するとともに、夜間における防犯や通行の安全をはかるため、町内会や商店街と協力して防犯灯の設置をすすめます。

(3)安全な子どもの遊び場の確保

- ・ 市民との協働により安全で利用しやすい身近な公園や緑地の整備をすすめます。
- ・ 遊具などを適切に管理し、安全で安心して遊べる環境づくりをすすめます。

(4) 子育てに配慮した建物の整備

- ・ ユニバーサルデザインの視点にもとづいた公共施設や子育て家庭向けの面積の広い市営住宅の整備をすすめます。
- ・ 民間のユニバーサルデザインに配慮した店舗や子育て家庭向け地域優良賃貸住宅制度の導入・促進に努めます。

基本施策V-2. 子どもの安全確保

■現状と課題

子どもの周囲には危険や誘惑が増えており、周りの大人の気配りや見守り活動がますます重要になっています。

また、子ども自身が事故や犯罪に巻き込まれないよう、ルールや知識、自分の身は自分で守ることを学ぶ機会の充実が望まれています。

□主な施策の展開方向

(1)子どもの安全を確保する体制の整備

- ・ 子どもが危険を感じたときに自分の身を守るため、駆け込む場所の確保や子どもの登下校の見守り活動を促進するとともに、不審者情報など、子どもの安全確保に関連する緊急の情報を保護者や見守り活動団体などに提供します。
- ・ 民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ・ 市民に対する応急手当の知識や技術の普及をすすめます。

(2)子どもの安全教育の推進

- ・ 火災や地震などの災害時を想定して冷静に対応できるよう、保育所や幼稚園、小学校などで避難訓練を行い、防災意識を高めるとともに、消火器操作や応急手当の体験など、発達段階に応じた学習機会を提供します。
- ・ 基本的な交通ルールや自転車の運転マナーなど、交通安全教育を推進します。
- ・ 児童・生徒の防犯意識を高めるため、防犯に関する学習機会を提供するとともに、消費者意識の高揚と知識の向上をはかるため、消費者教育を充実します。

第4部 計画の推進体制と進捗管理

安心して子どもを生み、楽しく子育てができる環境を整えるためには、市民や企業、行政が協働して、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていくことを基本に、諸施策を総合的かつ効果的にすすめる必要があることから、本計画の推進にあたっては、社会経済情勢や国の動向、市民ニーズの変化や他計画との整合性を保ちながら、的確かつ柔軟にすすめることとします。

1. 計画の推進体制

(1) 市民

市民には、安心して子どもを生み育てることができるよう、地域全体で子どもと子育て家庭に対し、思いやりを持ち、見守り支えていくことが望まれています。

(2) 企業

企業には、男女がともに働きながら豊かで充実した子育てができるよう、国や北海道、本市が実施する諸施策に協力するとともに、必要な雇用環境づくりの取組みをすすめることが望まれています。

(3) 行政

① 庁内横断的な推進体制の強化

市役所内の関係部課による「帯広市こどもの施策推進委員会」を設置し、子どもに関する諸施策の総合調整や情報の共有化、おびひろ子ども未来プランの推進や検証、その他子どもに関する諸施策の実施や調査研究などを行うとともに、テーマ毎に検討を行う体制を整え、必要に応じた横断的取組みをすすめます。

② 関係機関・団体との連携強化

母子保健や子育て支援に関わる団体などで構成される「帯広市健康生活支援審議会 児童育成部会」、青少年の健全育成に関わる機関、団体などで構成される「帯広市青少年問題協議会」、児童虐待防止に関わる機関、団体などで構成される「帯広市要保護児童対策地域協議会」などはもとより、個々の関係機関や団体などにより一層の連携強化をはかりながら計画を推進します。

さらに、市民や企業、各種ボランティア団体や地域団体などとも連携、協力しながら取り組みます。

2. 計画の進捗管理

本計画は、市民アンケートをはじめ、市民や関係団体などとの意見交換や、次世代育成支援対策推進法による後期市町村行動計画策定の地域協議会としての役割を担う「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」、「帯広市青少年問題協議会」において、現状と課題を把握する中で取り組むべき施策の方向を設定しています。

今後とも、施策の展開にあたっては、関係機関や市民、関係団体などと必要に応じ意見交換を行いながらすすめていくこととします。

また、施策などの目標値をもとに、進捗状況の点検を行い、その結果については毎年公表します。

(1) おびひろ子ども未来プランで設定する目標値

指標名	基準値	目標値 (平成 26 年度)
ファミリーサポートセンター事業	—	1 所
子育てに関わる 市民・団体ボランティア登録数	個人 83 人 (H20) 団体 6 団体 (H20)	個人 100 人 団体 10 団体
異年齢や世代間交流をすすめる 保育所・幼稚園数	24 所 (H21)	28 所
食育講習会年間開催回数	14 回 (H20)	30 回
認可保育所入所児童数 (夜間保育所を含む)	2,471 人 (H21)	2,473 人
低年齢児入所児童数 (認可保育所入所児童数の内数)	787 人 (H21)	916 人
家庭的保育受入枠	—	24 人
へき地保育所入所児童数	206 人 (H21)	185 人
延長保育実施認可保育所数	20 所 (H21)	26 所
休日保育受入枠 休日保育実施保育所数	15 人 (H21) 1 所 (H21)	30 人 2 所
一時保育受入枠 一時保育実施保育所数	30 人 (H21) 2 所 (H21)	45 人 3 所
病後児保育受入枠 病児保育受入枠	4 人 (H21) —	4 人 2 人
幼稚園の預かり保育児童数	198 人 (H20)	641 人
幼稚園・保育所・児童保育センター ・小学校の協議の場設置数	1 か所 (H20)	26 か所
児童保育センター入所児童数	1,549 人 (H21)	1,592 人
サンデーパパへの延べ参加組数	411 組 (H21)	450 組
子育て応援事業所の登録数	112 事業所 (H20)	202 事業所

(2) 第六期帯広市総合計画と共通する目標値

指標名	基準値	目標値 (平成31年度)
要保護児童の相談件数	190件 (H19)	520件
3歳児のむし歯保有率	27.6% (H19)	20.0%
麻しんの予防接種率	89.2% (H19)	95.0%
乳児家庭への訪問率	37.6% (H19)	85.0%
子ども1人当たりの 子育て支援センター等の利用回数	10.2回 (H19)	12.0回
子育てメール通信の利用率	23.8% (H20)	60.0%
母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	67.3% (H18~20平均)	72.0%
保育所・幼稚園の利用率	55.2% (H19)	57.5%
配偶者等からの暴力に係る相談件数	63件 (H19)	89件
育児休業制度を規定している事業所の割合	25.2% (H19)	31.0%
子どもの居場所づくり参加児童数	7,575人 (H19)	31,100人
児童会館の入館者数	10.9万人 (H17~19平均)	12.0万人
総合型地域スポーツクラブの設置数	2か所 (H19)	8か所
青少年リーダー養成事業参加者数	208人 (H19)	260人
巡回指導による不良行為等の被指導者数	37人 (H17~19平均)	29人
ユニバーサルデザインに関する 講座等への参加者数	234人 (H17~19平均)	370人
防犯灯の新設灯数	—	675灯
歩いていける身近な緑の充足率	78.3% (H19)	83.0%
都市公園のバリアフリー化率	35.4% (H19)	50.0%

参考資料

1. 次世代育成支援対策行動計画に関わる目標事業量の設定

おびひろこども未来プランは、次世代育成支援対策推進法に基づく、後期市町村行動計画としての役割を併せ持っており、全国共通に設定が期待される事業として位置づけられた下記 12 項目について、目標事業量を設定することとなっています。

市では、ニーズ量の把握のため平成 20 年 11 月に実施した「子どもや子育てに関するアンケート調査」をもとに以下の目標事業量を設定しました。

事業名	平成 21 年度事業量	平成 26 年度目標事業量
①認可保育事業	入所者数 2,471 人	入所者数 2,473 人
②特定保育事業	—	—
③延長保育事業	20 所	26 所
④夜間保育事業	1 所	1 所
⑤トワイライトステイ事業	—	—
⑥休日保育事業	1 か所 定員 15 人	2 か所 定員 30 人
⑦病児・病後児保育事業	2 か所 定員 4 人	2 か所 定員 6 人
⑧放課後児童健全育成事業	26 校区 入所者数 1,549 人	26 校区 入所者数 1,592 人
⑨子育て支援拠点事業	7 所	7 所
⑩一時預かり事業	2 か所 定員 30 人	3 か所 定員 45 人
⑪ショートステイ事業	1 所	1 所
⑫ファミリーサポートセンター事業	—	1 所

※②特定保育事業：保護者の就労時間が短い場合や、毎日の就労でない場合でも認可保育所に入所できる特定保育事業については、通常の認可保育所への入所や一時保育の弾力的な受け入れにより対応することとします。

※⑤トワイライトステイ事業：保護者が仕事などの理由で夜間や休日に子どもを臨時に保育するトワイライトステイ事業については、夜間保育事業や休日保育事業などにより対応することとします。

2. おびひろこども未来プラン策定の経過

(1) 策定経過

年度	月	経過
平成 20 年度	5月	小・中学生、高校生アンケート調査
	8月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 帯広市青少年問題協議会
	9月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成20年度第1回）
	11月	子どもや子育てに関するアンケート調査
	11月	思春期の子どもの「性」に関する保護者アンケート調査
	11月～H21.1月	母子保健に関するアンケート調査
	1月～H21.6月	関係団体等との意見交換（33団体）
	2月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成20年度第2回）
	3月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成20年度第3回）
平成 21 年度	4月	市民懇談会（11回）
	7月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成21年度第1回）
	10月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成21年度第2回）
	12月～H22.1月	関係団体等との意見交換 パブリックコメント
	2月	帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年 問題協議会幹事合同会議（平成21年度第3回）

(2) 帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年問題協議会幹事

合同会議委員

(敬称略・順不同)

帯広市健康生活支援審議会児童育成部会	帯広市青少年問題協議会幹事
学識（特別養護老人ホーム施設長） 村上 勝彦（座長）	帯広市生徒指導連絡協議会 藤原 勝彦（H20） 代田 晃一（H21）
社団法人 帯広市医師会 真井 康博	十勝高等学校生徒指導連盟 山本 浩介（H20） 小野寺 直樹（H21）
社団法人 十勝歯科医師会 柁安 秀樹	帯広市PTA連合会 羽瀬 和美
北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 前田 弘文	帯広青年会議所 林 克彦（H20） 村上 亙（H21）
公募 久保 陽一	帯広市青少年育成者連絡協議会 松原 義正（座長代理）
帯広市校長会 金子 良子（H20） 河合 昇男（H21）	帯広市防犯協会 平 清
帯広市私立保育園連絡協議会 中岡 星子	帯広市婦人団体連絡協議会 野水 ミツ子
帯広市保育所（園）父母連絡会 高城 修治	帯広市体育連盟 角谷 蕤啓
帯広幼稚園協会 佐藤 みゆき	帯広市社会福祉施設連絡協議会 印南 恵真子（H20） 佐々木 規子（H21）
帯広商工会議所 梅澤 弘一	生涯学習推進委員協議会 田中 繁雄
	帯広市家庭教育学級運営協議会 岡田 美恵

3. 用語解説

あ行	
新しい少子化対策	平成 18 年 6 月、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換をはかるため、政府・与党の合意を得て、少子化社会対策会議において決定された。
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つの要素からなる力。
育児休業制度	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子どもが 1 歳に達するまでの間、子育てのために育児休業することを保障する制度。
一時保育	保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護、あるいは育児疲れ解消などの理由で家庭における保育ができない子どもを一定の期間、一時的、緊急的に保育所で保育する制度。
一般事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」により、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、301 人以上(平成 23 年 4 月以降は 101 人以上)の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立をはかるための行動計画を策定し実施することとされた。
居場所づくり事業	地域のボランティアなどが中心となり、放課後や週末日などに小学校の特別教室などを利用して、異世代や異学年との交流、自由遊び、工作などの体験の場を開催し、子どもが安心して過ごせるための居場所づくりに取り組む事業。
エンゼルプラン 新エンゼルプラン	「エンゼルプラン」は、当時の 4 大臣合意により、平成 6 年 12 月に示された国の子育て支援に関する 10 年間の計画。 「新エンゼルプラン」は、「エンゼルプラン」や「緊急保育対策等 5 か年事業」を引き継ぐ形で「少子化対策推進基本方針」に基づき、6 大臣合意により、平成 11 年 12 月に示された平成 12～16 年度までに重点的に推進する少子化対策の具体的実施計画。
延長保育	保護者の通勤環境や就労状況に配慮し、子育てとの両立支援をはかるため、保育所で、通常の保育時間を超えて子どもを預かる制度。
か行	
家庭的な保育	増大する低年齢児の保育需要に対し、保育所の受入れの運用拡大や保育所の増設・新設では対応しきれないなどの場合があることから、応急的待機児童対策として、保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う事業。 保育所などが保育者に対し相談・指導を行うなどの連携をはかる。
キャリア教育	勤労観、職業観や知識・技能を育む教育のうち、勤労観・職業観の育成に重点を置いた基礎的で広い範囲に役立つ教育を行うこと。
グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
経済協力開発機構 (OECD)	経済成長(できる限りの経済成長、雇用の増大、生活水準の向上をはかること)、開発(経済発展途上にある諸地域の経済の健全な拡大に役立つこと)、貿易(多目的かつ無差別な世界貿易の拡大に役立つこと)を目的に設立され、現在 30 か国が加盟。
ゲームサイト	インターネットで、ゲームソフトを作成販売しているページ、又はゲームができるページ。
合計特殊出生率	15 ～ 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
国際交流員	市の事業の通訳・翻訳や外国人講師派遣事業など、各種イベントの企画などを行っている。
国民生活基礎調査	厚生労働省が政策の基礎資料とするため、昭和 61 年から毎年、世帯ごとの平均所得や人員構成などを把握する調査。

国民生活選好度調査	国民の価値観やニーズとともに国民生活政策に対する評価やニーズを総合的・体系的に調査・分析し、国民生活に関する政策の適切な展開に役立てることを目的として、昭和 43 年度から実施されている調査。
子育て応援事業所制度	事業所が従業員や市民向けに育児応援のための取組みを実施することを宣言し、市がその事業所を登録する制度。
子育て支援総合センター	市内全体の子育て支援事業の実施や市内 6 か所の地域子育て支援センターの総合調整を行うほか、子育てや児童虐待などに関する相談窓口をもつ。
子ども・子育て応援プラン	「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策について、その効果的な推進をはかるため、平成 16 年 12 月、少子化社会対策会議において決定された。
子どもと家族を応援する日本重点戦略	平成 19 年 12 月、平成 42 年(2030 年)以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの少子化対策の効果的な再構築・実行をはかるため、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みんなで支援する社会の実現を目指すものとして策定された。
さ行	
サンデーパパ	毎月 1 度、日曜日に保育所を開放し、父子で遊びながら休日のひとときを過ごすなど、父と子の触れ合う機会を増加させ、父親の育児参加を促進する事業。市では現在 2 か所の保育所で実施している。
事業所内保育施設	事業主及び事業主団体(複数の事業主による任意団体)が、自ら又は共同で設置する施設で、その雇用する労働者の子ども(就学前)の保育を行う施設。
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、仕事と生活の調和(国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること)の実現に向け官民一体となって取り組むために策定された。
次世代育成支援対策推進法	平成 15 年 7 月、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を考慮し、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を速やかにかつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に役立つことを目的とした法律。
指定管理者制度	地方公共団体や外郭団体(地方自治体が、公共の業務をその外部の機関に行わせるために設置した組織)に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・市民グループなどの法人その他の団体に総合的に代行させることができる制度。
児童買春、児童ポルノにかかる行為などの処罰及び児童の保護等に関する法律	児童に対する性的虐待などが児童の権利を著しく侵害することの重大性を考慮し、児童買春、児童ポルノに係る行為などを処罰するとともに、これらの行為などにより心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置などを定めることにより、児童の権利の擁護に役立つことを目的とした法律。
児童の権利に関する条約	国際連合が児童の権利宣言を採択した 30 年後の平成元年に採択し、翌年発効した児童の権利に関する総合的な条約。18 歳未満の児童が有する権利について、幅広く総合的に規定している。我が国は、採択 5 年を経過した平成 6 年に批准(承認)した。
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障され守られることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を子育てしている母子家庭等の生活の安定と自立を助けるため、手当を支給し児童の福祉の増進をはかる制度。平成 22 年 8 月からは、父子家庭も支給対象となる予定。

児童保育センター	小学校1年生から3年生までの子どもを放課後や土曜日、春・夏・冬休みの期間など、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象としている。
出生動向基本調査	我が国における結婚と夫婦出生力の実状ならびに背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに人口動向把握などに必要な基礎データを得ることを目的とした全国標本調査。
ジュニアリーダー	地域子ども会活動の支援などのボランティア活動を行っている中学生・高校生。
生涯未婚率	45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均で、50歳における未婚率(結婚したことがない人の割合)を示したもの。
少子化社会対策基本法	平成15年9月、急速に進展する少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することにより、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に役立つことを目的として制定された法律。
少子化社会対策大綱	少子化の急速な進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることでできる社会への転換を緊急の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしている。
情報モラル教育	情報社会における正しい判断や望ましい態度を育て、安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識を高める教育。
ショートステイ	保護者が仕事、病気、冠婚葬祭などで児童を一時的に育児できない時、児童を児童福祉施設で預かり、保育を行なう制度。
食育	望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の安全や地域の産物、食文化についての理解を深め、健康で豊かな食生活をおくる能力を育むこと。
人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいう。近年の我が国における値は、2.07～2.08といわれている。
新待機児ゼロ作戦	平成20年2月、少子化対策の一環として、保育所に入れない待機児童の解消を目指すことを目的として策定。
青少年育成施策大綱	平成15年12月、青少年の育成に係る基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するために定めた基本的な方針。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	インターネットにおいて青少年に有害な情報が多く流通している状況から、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにし、青少年の権利を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な対策を行うとともに、有害情報のフィルタリングの普及、その他の青少年がインターネットにおける有害な情報を閲覧する機会を少なくするための対策を行うことを定めた法律。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民がクラブ会員として参加し、会員相互の健康維持、体力増進、技術向上のため、自ら企画するスポーツ活動を継続的に行う。また、クラブ会員の拡大や地域コミュニティの維持拡大のため、広く一般の地域住民や児童、生徒を対象とした教室やイベントも企画し、地域に根ざしたスポーツクラブとして活動している。
相対的貧困率 子どもの相対的貧困率	相対的貧困率は、年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない人の割合。 子どもの相対的貧困率は、年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない世帯にいる17歳以下の子どもの割合。
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝などの暴力的な罪の呼び名。
た行	
待機児童	認可保育所に入所申請をし、要件に該当しているにもかかわらず、保育所の定員を超過するなどの理由により、どの認可保育所にも入所できない状態にある児童をいう。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野での活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、ともに責任を担う社会。

地域子育て支援センター	各地域での子育ての相談や支援を行う施設で、帯広市内6か所の保育所に設置されている。0歳から就学前までの乳幼児とその親を対象とし、母親同士の情報交換や仲間づくりを支援するとともに、子育て情報の提供や子育ての相談に対応している。
出会い系サイト	インターネットで、交際相手を探している男女の仲介をするページ。
特定妊婦	出産後の子育てについて、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
特定不妊治療	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精をいう。
特別支援教育	障害のある幼児・児童生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。
特別支援学校	複数の障害種別に対応し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を実施するとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒または幼児の教育に関し必要な助言または援助を行う都道府県設置の学校。
な行	
21世紀出生児縦断調査	21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策などの企画立案、実施などのための基礎資料を得ることを目的に実施された統計調査。
ニート	「職に就いておらず、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指す。
認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設であり、認可外保育所・認可外保育施設と呼ばれ、設置には児童福祉法による届出が必要とされる施設。
認可保育所	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育する。
認定子ども園	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、平成18年10月から設置された保育施設。保護者の就労の有無などにかかわらず入園が可能。
ネグレクト	心身の発達を損なうほどの不適切な育児や子どもの安全への配慮がなされていないこと。
ノーマライゼーション	障害のある人たちが特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通(ノーマル)の社会であるという考え方。
は行	
バリアフリー	障害者や高齢者などを取り巻く社会環境における物理的、制度的、文化・情報面、意識上の妨げなどを取り除くこと。
ひきこもり	成人した後も自宅に閉じこもったまま仕事をせず、外出もほとんどしない状態をいう。
非正規雇用	総務省の労働力調査において、「パート」・「アルバイト」・「労働者派遣事業所の派遣社員」・「契約社員・嘱託」・「その他」に区分されている雇用形態。
ひのえうま	千支(えと)の1つで、60年に1回まわってくる。ひのえうまの年に生まれた女性は気性が激しいという迷信から、この年に子どもをもうけるのを避けた夫婦が多いと考えられている。
病児・病後児保育	児童が病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度。
ファミリーサポートセンター	就労と育児を両立させる目的で、預かる側の提供会員とサービス利用側の依頼会員が共に登録し、アドバイザーが組み合わせ、相互援助する仕組み。

プロフィールサイト	「プロフ」と呼ばれ、誰でも手軽に携帯電話・パソコンなどで、自己紹介できるページ。
ベイズ推計	狭い地域では、その地域特有要素のため、人口推計を行なうにあたって、データが不安定になることを解消するため、他の情報を推定に反映させ、安定的な推定を行なう手法。
へき地保育所	農村地域の小学校就学前の子どもを、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象にしている。
ベビーシッター	利用者の自宅に出向き、利用者にかわって子どもを預かる保育サービス。
ベビーブーム	赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。我が国では第2次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22～24年、第2次ベビーブームは昭和46～49年である。
放課後児童クラブガイドライン	平成19年10月、厚生労働省が放課後児童クラブ(児童保育センター)を運営するに当たっての必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして策定。
母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母親などに対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供を行う施設。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣からの委嘱により、住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行うとともに、行政機関の業務に協力するなど、地域において社会福祉の増進に向けた活動を行う人。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う人。
や行	
夜間保育所	夜間働いている保護者のため、小学校就学前の子どもを夜間の時間帯に家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象にしている。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体的能力、障害の有無、国籍など、人の持つ様々な違いによって支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安心、安全、快適に利用できるように、まち・もの・環境などをデザインすること。
養護	子どもの健康や安全を守り、子どもが心から安心できるような関りをしていくこと。
要支援児童	子どもの発育や保護者の子育てを支援することが特に必要と認められる児童。
幼稚園の預かり保育	保護者の就労などにより、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う保育サービス。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に育児させることが不相当であると認められる児童。
余裕教室	児童生徒数の減少などにより、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

（財団法人日本ユニセフ協会の承諾を得て掲載しています。）

4つの柱

1. 生きる権利

- 防げる病気などで命をうばわれないこと。
- 病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



2. 育つ権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

- あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。
- 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



4. 参加する権利

- 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできるなど。

条文の要約

日本ユニセフ協会抄訳

第 1 条 子どもの定義

18 歳になっていない人を子どもとします。

第 2 条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第 3 条 子どもにとってもっとも良いことを

子どもに関係のあることを行うときは、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第 4 条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第 5 条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第 6 条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第 7 条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第 8 条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなければなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第 9 条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、あつたり連絡したりすることができます。

第 10 条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いに会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第 11 条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第 12 条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見をあらわす権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第 13 条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第 14 条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、こどもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第 15 条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第 16 条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第 17 条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第 18 条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第 19 条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第 20 条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第 21 条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第 23 条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第 25 条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第 27 条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第 29 条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第 22 条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第 24 条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第 26 条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第 28 条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第 30 条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第 31 条
休む、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第 32 条
経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第 33 条
麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第 34 条
性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守られなければなりません。

第 35 条
ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守られなければなりません。

第 36 条
あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第 37 条
ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第 38 条
戦争からの保護

国は、15 歳にならない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第 39 条
犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第 40 条
子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません。